

Title	スウェーデンにおける罰金制度の沿革：日数罰金を中心に
Sub Title	The Swedish system of fines in retrospect
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.4 (1990. 4) ,p.20- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900428-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スウェーデンにおける罰金制度の沿革

——日数罰金を中心に——

坂 田 仁

- 一 序
- 一 チュレーン草案
- 二 一九三一年の改革
- 三 一九三七年の改革
- 四 北欧刑法専門家会議
- 五 略式命令と秩序罰
- 六 一九七〇年代以降の変化
- 七 将来の動向
- 結 語

序

スウェーデンの罰金制度については、かつて故牧野英一博士によって委刊刑政誌上にその日数罰金制度の紹介がな

され、⁽¹⁾また岡山大学（現在は駿河台大学）の森下教授が主にブスタンの論文等によりつつ一九五〇年代の状況を、日数罰金制度を中心に紹介したことがある。⁽²⁾それから既に三〇年余を過ぎ、彼国の制度にも当然変化があったものと思われる。また、同じく日数罰金制度を有するデンマーク、フィンランドに比べて、スウェーデンの日数罰金制度は成功しているともいわれている。それだけに、ここで再び同国の制度を紹介する価値は充分にあると思う。

筆者は昨年法務省刑事局からスウェーデンの罰金制度について報告を求められ、罰金制度の現状を中心に報告書を作成した。その折りに報告書にまとめきれなかった部分をまとめたのが本稿である。従って、スウェーデンの制度の現状については法務省に提出した報告書（法務省の資料に掲載の予定）の中で述べているので、ここでは主に現行制度の成立に至るまでの沿革を、筆者の入手し得た資料に従って述べていくことにする。

本稿及び上記報告書の作成にあたってはストックホルム大学のK・スベリ教授をはじめとして多数のスウェーデンの関係者の暖かいご援助を受けたことを記して心から謝意を表したい。

また、スウェーデン法律時報(S&L)の閲覧については東京大学法学部図書館の、スウェーデンの統計については、一部スウェーデン社会研究所のお世話になった。併せてお礼申しあげる。

(1) 牧野英一、「スウェーデンにおける罰金日掛け制度」、季刊刑政新一卷二頁以下、同、「罰金の日割制について」、季刊刑政新六卷一号二七頁以下。

(2) 森下忠、「日数罰金制」、刑法と刑事政策、一粒社、昭和三九年、四五頁以下。

一 チュレーン草案

スウェーデンにおける近代学派の主張に連なる刑法改正作業は、一九一一年のチュレーンの「刑法改正原理」に始

まるとされている⁽¹⁾。一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての、ヨーロッパ諸国における刑法改正運動の影響下にスウェーデンでも一八六四年の刑法の改正が問題になったのである⁽²⁾。しかし、例えばスイスにおける刑法改正が保安処分の導入に関するシュトース案によって特徴づけられるのとは異なり、スウェーデンにおいては、罰金制度の改革がその発端となった⁽³⁾。一九〇九年チュレーン⁽⁴⁾は、罰金及び罰金の換刑処分に関する規定について調査し、その調査結果に基づいて草案を作成することを委託された。この委託に対してチュレーンは刑法の全面改正草案をもって応えたのである。これが刑法改正原理とそれに続くチュレーン案⁽⁴⁾であった。

チュレーンは、罰金刑を違警罪あるいは最も軽微な犯罪に対する刑罰として位置づけている⁽⁵⁾。その上で、

「今日の罰金刑がさまざまな根拠で不十分なものである以上、それが換刑されようと思われまいと、立法者は二重の目的を設定しなければならない。ひとつには、罰金刑の有する損害補償的性格を捨て去り、意思に影響を与えるのに適した実効性のある刑罰になるように罰金刑そのものを変革し、ひとつには、換刑処分を不要なものとするにせよ、あるいは換刑処分を改良することによるにせよ、今日の換刑処分のもっている欠陥を緩和するために、自らなし得る最大限のことをしなければならぬ。……かくて、罰金刑を、その損害賠償の思想との歴史的な結合を断ち切り、かつその内容とする苦痛をできる限り罰金受刑者の貧富と無関係に同一になるようにして、その作用を一律に同一の威嚇的なものとする方向で改革することだけが残されている。」⁽⁶⁾と述べている。

ここでチュレーンのいう根拠⁽⁷⁾とは次の通りである。

- (一) 罰金が罰金受刑者の財産状態を考慮しないで科されるため、同一の刑罰がある者に厳しく、ある者には刑罰としての意味をまったくもたないこと。
- (二) 罰金刑が刑罰として理解されず、むしろ損害賠償に似たものとして、犯人による、被害法益と等価物の社会への提供程度の意味しかないこと。
- (三) 罰金は犯人の犯罪意思に直接影響を及ぼし得るものになっていないこと。

四 罰金が、犯罪によって生じた苦痛をそれに相当する苦痛で埋め合せているのではなく、犯罪によって生じた事実をそれに
応じた事実で埋め合せているにすぎないこと。

では、刑罰としての罰金が具備すべき要件とは何か。これについてチュレーンは二つの要件を掲げている。⁽⁸⁾

(一) 刑罰としての苦痛の平等性

チュレーンは、モンテスキュー⁽⁹⁾を引用して、罰金刑を罰金受刑者の財産と均衡させることを提案する。そして、収入との完全比例、所得税の場合のような累進制を罰金刑の決定に導入することを検討している他、収入の性質の相違、支出の多様性をどのように罰金の金額に反映させるべきかを問題にしている。

(二) 罰金の支払い可能性

罰金は支払われなければ意味がない。その不払いにたいして代替処分⁽¹⁰⁾があったとしても、代替処分が多用されるようでは罰金刑が刑罰として機能していることにはならない。こうして、罰金の分納制、支払猶予、支払のための印紙税的方法の導入、失業期間中の罰金の支払いのための公共労働への従事など、支払い意思のある者には支払い易く、その意思のない者には厳しい徴収手続きを定める必要性が指摘されている。

チュレーンの草案⁽¹¹⁾は次の通りである。

チュレーンの刑法改正草案中「罰金」

第十九条 罰金刑は、金銭をもって量定され、国庫に帰属する。

第二〇条 罰金刑を判決すべき場合には、裁判所は、被告人の財産、収入、扶養義務並びにその者の支払能力に影響を与えるその他の事情にてらして、その者に一日分の日数罰金として妥当する日額を定めなければならない。罰金刑は、最低一日最高二〇〇日の日数罰金として量定されるべきものとする。

第二一条 判決された罰金刑の支払額が五日の日数罰金をこえる場合には、その支払いは毎回一日以上の日額の分割払いにより、これを行うことができる。ただし、一日分の日数罰金をさらに分割することはできない。罰金刑が四回の分割払いによって完

全に分割できない場合には、残りの部分を一回分に加算しなければならない。

第二条 罰金刑の判決の確定の有無に関係なく、第二条第二項に定める場合の他、罰金刑の強制執行は判決の日から下記の期間が経過する以前にこれを実行することができる。

- 一、判決された罰金刑が一〇日以下の場合は一ヶ月
- 二、判決された罰金刑が一〇日をこえ、五〇日以下の場合が三月
- 三、判決された罰金刑が五〇日をこえ、一〇〇日以下の場合が六月
- 四、判決された罰金刑が一〇〇日をこえる場合は一年

第三条 罰金受刑者が必要とする収入を得ている不動産、必要な住居、必要な動産、または、職業の遂行に用いるもの、罰金受刑者、その配偶者または被扶養者たる子の必要な衣類及び寝具、並びに、一か月の間罰金受刑者及びその同居人が生活するのに必要な、家庭の中にある一切のものは、これを強制執行の対象とすることはできない。

第四条 第二条の期間が経過し、判決が確定している場合であって、罰金が罰金受刑者自身によって支払われず、または、強制執行及び財産の競売によって徴収されなかった場合、罰金受刑者には拘禁の判決がなされなければならない。

罰金受刑者が本邦に住居を有さず、または、ひそかに逃亡する等により、罰金刑の執行を免れようと試みる場合であって、しかも、右受刑者が罰金を支払うことができないかまたは支払いを保証できない場合、判決が既に確定していれば、上記の期間が経過していなくても拘禁の判決をすることができる。

第五条 第四条に定める換刑処分は三月以下の刑期で判決することができる。支払われていない罰金が三〇日未満の場合で、かつ罰金受刑者が罰金を支払うためにできる限りの事をしたと認められる場合を除いて、いかなる場合にも八日未満の換刑処分を判決することはできない。

第六条 換刑処分の執行については、拘禁について定めるところを適用するものとする。

一九一六年国王は刑法改正委員会の設置を命じ、チュレーンはその議長に任命された。その審議の結果は一九二三年に答申一九二三年九号として発表された。⁽¹²⁾ この委員会の答申とチュレーン案との相違は、(一)日数罰金の日額を一クローネ以上一、〇〇〇クローネ以下としたこと、(二)日数罰金の日数を一日以上九〇日以下としたこと、(三)罰金の支払

猶予と分納制を二〇日をこえる日数罰金について認めたこと、⁽¹³⁾ 四不払いの際に公共労働による支払いを認めていないこと、(四)換刑処分について日数の換算表を作成したことである。

この答申による法律案は一九二七年に議会に提出されたが、議会の承認を得ることができなかった。この同じ年にチュレーンは再度日数罰金について論文を書いている。この中でチュレーンは罰金刑の不合理性を次の四点にまとめている。⁽¹⁴⁾

- (一) 罰金の与える苦痛は富者よりも貧者に対して大きい。
- (二) いわゆる換刑処分によって罰金刑が自由刑に変換されるため、受刑者は本来の刑罰とはまったく違う方法で処罰されることになる。
- (三) 特にスウェーデンの場合、自由刑の短期が一月であるため、換刑処分は一月の拘禁が最低だということになる。これは、換刑処分によって軽い犯罪が重く処罰される可能性を意味する。
- (四) 民事債務の不履行には身柄の拘束は存在しない。それに対して、罰金債務の不履行は換刑処分により自由刑に変換される。個人の責任の観点からみると、ある種の罰金相当の犯罪の方が民事債務の不履行よりも軽度のものである場合が多い。この場合単なる経済的困窮という理由のみによる罰金の不払いに自由刑が用いられるのは、民事債務の場合と比べて不釣り合いになる。こうして、日数罰金は、その日数により犯罪の重さを示し、その日額により個人の支払い能力の差を平等にすることを可能にするものとされるのである。

(一) 宮澤浩一、「一九六五年刑法典における「制裁」について」、判例タイムズ二〇二号、八頁。本稿における同書からの引用は、その独訳である Thyren, Johan C. W.: *Principien einer Strafgesetzkreform*, Lund, 1910 に基づいている。

(二) Olin, Gustav: *Den svenska strafflagsrevisionen*, SvJT 1924, pp. 5 ff. 以下に同じ。

(三) *Ibid.*, p. 7. イェンキョットによる日数罰金の父はチュレーンとマッス(ノルウェー)とトルブ(デンマーク)であるという。(Jeschek, Hans-Heinrich: *Der Einfluss der neuern schwedischen Kriminalpolitik auf die deutsche Strafrechtsreform*, ZStW. 90, 1978, p. 780, note, 23 cf.)

- (4) この草案は、一九一六年（総則）、一九一七年（人身犯）、一九一九年（名誉を毀損する罪）、一九二〇年及び一九二二年（財産犯）という順で発表されているが、筆者はそのうち、二つの独訳を目にするのがつづめた。Thyrén, Johan C. W.: Die Verbrechen gegen körperliche Unversehrtheit, 1917 及び Thyrén, Johan C. W.: Vorentwurf zu einem schwedischen Strafgesetzbuche, Lund, 1918 及びその本稿で訳出したチャーンンの罰金刑に関する草案は、この後者に載せられていたからである。
- (5) Thyrén, op. cit., Prinzipien, pp. 67 ff. 及び Traeger, L.: Die Geldstrafe als Hauptstrafe, Gerichtssaal vol. 78, 1911, pp. 242 ff., p. 327 cf.
- (6) Thyrén, op. cit., Prinzipien, p. 74.
- (7) Ibid., pp. 73 ff.
- (8) Ibid., pp. 75 ff.
- (9) モンテスキエ、法の精神、野田良之他訳、岩波書店、昭和六二年、上巻二一九—二三〇頁参照。
- (10) 一八六四年刑法の換刑処分は、始めは三日と水だけによる監獄への拘禁であったが、一八八四年から通常の拘禁に変更された。(Strahl, Ivar: Om påföljder för brott, 1955, p. 87) また、同刑法では、五タローネ以下の罰金は三日、五タローネをこえて一〇タローネ以下の場合には四日という風に累進し、最高は六〇日の拘禁であった。罰金の換刑可能性は個々の犯罪について個別的に定められていた。(Sjöberg, A. Hemming: Om böters förvandlingsbarhet, SvJT 1918 cf.) 一八六五年から一八七四年までの罰金刑の比率は九二%であった。(Strahl, op. cit., Påföljd, 1955, p. 88, note 3.)
- (11) 本節注(4)参照。
- (12) Ohl, op. cit., Revisionen, SvJT 1924, p. 9, Strahl, op. cit., Påföljd, 1955, p. 89.
- (13) Ohl, op. cit., Revisionen, SvJT 1924, pp. 336 ff.
- (14) Thyrén, Johan C. W.: Om bötesstraffets reformering, SvJT 1927, pp. 353 ff.

二 一九三一年の改革

チュレーンによって開始された日数罰金の導入を柱とする罰金制度の改革は、一九三一年の議会で刑法の改正と一つの特別法（特別罰金法）に結実し、一九三二年一月一日より施行された。

この制度改革の目的は、(一)罰金受刑者の貧富の差による罰金刑の感銘力の相違をなくし、平等化することと、(二)罰金の支払いを容易にすることによって換刑処分を減少させることであつた。即ち、罰金が富者に対しては効果的な犯罪抑圧手段となり、貧者に対しては労働と節約による支払いを容易にして、換刑処分を回避できるものであることが強調された。⁽¹⁾

改正された罰金に関する規定は次のようなものである。

刑法第二章八条 罰金は日数罰金として判決される。日数罰金の日数は、第四章第二条に定める場合を除き、犯罪の性質に従い最低一日最高一二〇日で定められる。日数罰金の日額は有罪判決を受けた者の収入、財産、扶養義務及びその他の経済状態に於て理由があると認められるところに従い、一クローネ以上三〇〇クローネ以下の金額に設定される。犯罪が軽微な場合には日数罰金の金額をそれに応じて減額することができる。罰金額の最低は五クローネとする。⁽²⁾

罰金を罰金受刑者の支払い能力に適合させることによって、(一)一般的な量刑根拠によって犯罪の重さを罰金刑の宣告に反映させることができ、(二)個別的な判断によって罰金受刑者の個々の支払い能力を判決に反映させることができるようになったのである。⁽³⁾

さらに、第二章第九条には罰金の支払猶予と分納制、第一〇、一一条には換刑処分、第一二条には換刑処分の決定の責任が州庁に属することが、それぞれ規定された。⁽⁴⁾

しかし、日数罰金の適用される犯罪には限定が付された。刑法犯では、法定刑の上限が一定の金額に定められてい

る犯罪、具体的には酩酊罪等が、特別法犯では罰金刑の上限が三〇〇クローネ以下の犯罪が、それぞれ日数罰金の適用を除外されたのである。⁽⁵⁾ その理由は、「罰金を罰金受刑者の支払い能力に適合させることは、その目的が有罪判決を受けた者に有効な苦痛を与えることにあるすべての罰金刑に妥当する。まず行為者の違法な意思の表現としての犯罪が考慮される。しかし、別の犯罪、即ち、ある種の秩序維持規定に反する行為については、それらの規定の遵守の重要性を有罪となった者に対して強調することを罰金刑は重視する。後者については、罰金受刑者の財産状態に前者と同様な考慮を払うことは不必要だからである。」また、いわゆる標準化罰金が日数罰金の適用を除外されたことについて、「所得の不正申告の責任を負う者は、厳しい経済的損失を覚悟すべきであり、日数罰金がこの点で充分効果的なものとならないと危惧される場合には、不正申告の罰金額は不正な事実によって課税を免れた金額の最高五倍に定められる……」⁽⁶⁾とされている。

右に述べた日数罰金の適用除外の一つが酩酊罪その他の行政犯であり、これは後に定額罰金として概念化されるものである。もう一つの場合は租税犯罪その他の、特別な算定根拠によって算定される罰金刑（標準化罰金）として概念化されているものである。

罰金制度の改革は、理論的にも実務的にも大きい問題を刑事裁判に投げかけた。スウェーデン法律時報に載せられた多数の論文、資料は、一九三二年から数年間の混乱を如実に示している。それらの中で扱われている問題は、(一)日数の決定の方式、(二)日額の決定の方式、(三)最低日額（一クローネ）を適用すべき場合、(四)罰金の減額修正の四点であったと思われる。

(一) 罰金日数の決定

日数罰金の日数をいかに量定すべきか。上述したことから想像できるように、日数罰金の量定は、犯罪の重さによる日数の量定と、罰金受刑者の支払い能力の相違による日額の量定との、二段階に分かれる。従って、日数の決定

に当たっては、犯罪行為にかかわる条件が重視される。この場合、従来の罰金刑の量刑実務との関係が問題であった。オーリンは、日数の量定に当たり犯罪の性質、犯人の精神状態、犯人の生活上の困難を考慮に入れるのは当然であるとし、犯人の経済状態も、それが犯罪性に影響を及ぼす限り考慮すべきであると主張する。勿論、刑の加重、軽減事由もここで考慮される。⁽⁹⁾

しかし、罰金制度の改革によって一部の例外を除き刑法上のすべての犯罪について法定刑としての罰金の上限は消滅してしまっている。そのため、個々の犯罪のもつ重さの判断の基準が失われてしまっているのである。⁽¹⁰⁾

この空白を埋めるために当時とられた方法は三つあった。⁽¹¹⁾ 第一は、罰金刑の換刑処分の換算規則を参考とするものである。⁽¹²⁾ 日数罰金の導入前の罰金は刑法犯については上限が五〇〇クローネとされ、その不払いの場合の換刑処分は一〇クローネを一日に換算して行うものであった。これをそのまま日数罰金にあてはめ、まず旧法で罰金額を量定し、それを一〇で割って日数を定めるのである。この方式は上限が五〇日で止まってしまうため、新法の上限一二〇日と合わない点が批判された。⁽¹³⁾

第二は、旧法の刑法犯の罰金上限が五〇〇クローネであったことから、それを新法の上限一二〇日に対応させて旧法に従った罰金の量定を行い、比例計算によって新法の日数を量定するのである。⁽¹⁴⁾ この方式にはまた、一九二七年の日数罰金導入の法律案でとられた方式である一日を旧法の罰金額五クローネと対応させて日数を量定するものもあった。⁽¹⁵⁾ しかし、この方式は刑法犯には妥当するが、特別法犯には妥当しないとされた。その理由は、特別法犯における法定刑の上限は個々の犯罪ごとに異なり、刑法犯の場合のように統一的にとらえることができないことにある。⁽¹⁶⁾ その他、この方式は旧法による罰金額の量定を最初に行うため、罰金受刑者の経済状態が二重に考慮されることになるとの批判も受けた。⁽¹⁷⁾ 即ち、旧法によって量定された罰金額は経済状態を考慮した上のものであり、その上で日数を量定すると、日額の量定はもっぱら罰金受刑者の経済状態に基づくため経済状態が重複して量定されるというのである。

第三の方式は、旧法の量定方式にこだわらず、完全に裁判官の自由裁量で事件ごとに妥当な日数を量定するものである。オーリンはこれが最善であろうとしている。⁽¹⁸⁾

(二) 罰金日額の決定

ヤーデによると、罰金刑は最短期の自由刑、即ち三〇日の拘禁よりも重いものであってはならず、同時に罰金受刑者に対して刑罰としての最小限の苦痛にもならないものであってはならない。そのような金額を、個別的に刑法の定める一—三〇〇クローネの範囲で具体的に決定しなければならぬ。この決定は相当性の判断の問題であり、裁判所の自由な裁量によるものである。⁽¹⁹⁾

日額の決定方法には大きく分けて二種類の提案があった。一つは日収から出発するものであり、他は年収から出発するものである。⁽²¹⁾

まず前者について述べる。チュレーンは、日数罰金の提案をした時に、扶養義務の履行に悩まされずに節約できる一日分の金額を考えていたという。⁽²²⁾ 一九三一年の政府提案の中では、罰金刑の宣告の際に収入、財産、その他の経済状態にてらして、長期的にみて罰金受刑者が自分に科された扶養義務の不十分な履行に悩まされずに節約すべきであると考えられる一日分の金額とされ、⁽²³⁾ また、立法顧問院の多数意見は、有罪になった者が自らの必要、扶養義務及びその他の経済状態にてらして、みずからの一日分の平均収入から最大限の質素さによって罰金の支払いのための節約できる金額としている。⁽²⁴⁾

日額の決定⁽²⁵⁾に最も重要なのは収入である。基準となる収入は日収であるが、判決直前の収入ではなく、長期的にみた一日分の平均収入である。収入が季節的に変動する者については、あるいは支出に季節的な大きい変動のある場合には、収入は平均年収によって決められる。収入のない者については、その者の社会的地位にてらして、その居住地域の一日分の平均支出を基準に決定されるべきである。収入には、勤労収入だけでなく、資産、利子、年金等も考慮

にされる。こうして算定される日収のうち何割を罰金日額とするか。罰金受刑者自身の生活維持の費用、扶養義務の履行、居住地域の標準的な生計費、物価、配偶者の収入、子の資産収入、税金、負債などがすべて考慮されなければならない。さらに、給与生活者と利子生活者の比較、収入は乏しいが家族等の援助で高水準の生活をしている者、犯罪により大きい利得のあった者⁽²⁶⁾、犯罪の陰の人物の経済状態等も考慮されなくてはならない⁽²⁷⁾。

後者の方法は、右のような算定の方法を不合理だとして、日額決定の基礎を年収に置くのである。一日の収入をもつて経済状態を考えることのできる者はプロレタリアだけで、定収入のある者には適用が難しく、年収の多少により扶養のための費用も変動する。また、罰金の支払いには貯金や借金があてられるし、罰金の支払い自体にも支払いの猶予や分割払いの制度がある。つまり、一定の日数の間極度の節約をして罰金の支払いにあてるための金銭を残すという考えかたは非現実的であるというのである。罰金の支払い能力は全体として評価すべきである。

そこで、後者は罰金受刑者に対する罰金の上限を最初に算定する。旧制度の罰金の上限は五〇〇クローネであったが、新制度では三六、〇〇〇クローネである。この金額を三〇日の拘禁より重くならないように決定する。これを二か月の収入と定めて、年収の六分の一を罰金の最高額として設定するのである。従って、罰金日額はその一二〇分の一、即ち、年収の七二〇分の一とするのが相当だとされる。

以上は、罰金日額の算定根拠に関するものであるが、罰金日額の算定の手順はどんなものであったろうか。制度改革の実施に関する実態調査⁽³⁰⁾からは各地の裁判所が相当の苦労を味わったことが窺われる。

一般的な手順は、検察官が事前に被疑者の経済状態を調査しているが、検察官の関与のない事件（例えば私人訴追事件）では信頼できる資料が得られないとの回答がある。経済状態の調査は通常一定書式の調査表によってなされている。調査に当たって各裁判所の参審員⁽³¹⁾の協力が高く評価されている。同時に、交通事件などよそ者の事件、代理人出頭事件では信頼性が低いとされ、調査を拒否する被告人も相当数いたようである。検察、警察の用意した資料を被告

人に補充させたり、被告人調査を省いたり、さまざまな方法がとられている。

これらの方法について当時の議会オムブズマンは、次のような見解を示している。⁽³²⁾

「経済状態の調査は、まず裁判所の有している個人的知識である。これがない場合に経済状態の調査を行う。調査内容は訴訟記録に記録する。個人の秘密の保護のため訴訟記録には記録せず、警察の捜査記録で済ますこともできる。調査が行きすぎではない。通常は被告人本人の申述と裁判所の知識とで充分である。裁判所の負担を避けるため検察官に資料を準備させることができる。課税記録、商業日記などの他被告人に証拠の提出を求めてもよい。印刷された定型書式を用いる場合には、その内容を通常必要なものに限定すべきである。検察官との連絡の不要な事件では定型書式が必要であるが、警察の調査が私生活への干渉にならないようにする必要がある。注意すべきことは、この種の個人情報にデリケートな性質をもつものであり、出版の自由法による特別な保護の対象になっていることである。同法は教会の記録から他者に不利益を及ぼすおそれのある情報の取得を禁止している。日数罰金の調査表は公の記録なので、情報の性質に応じた注意が必要である。右のことから、デリケートな事情については、多くの場合日額の減額の事由となる場合が多いので、その申述は被疑者の裁量に委ねるのが相当である。高い罰金を選ぶかどうかを決めるのは被疑者である。警察は被疑者が望まないのに、借金の額や家族以外の被扶養者などの調査をする権限を法により与えられてはいない。判決の中には日数罰金の日数のみを記載し、罰金日額を記載すべきでない。⁽³⁵⁾」

(三) 最低日額を用いるべき場合

前出の実態調査⁽³⁶⁾では、最低日額（二クローネ）はあまり用いられていないとされている。そして、適用状況は裁判所ごとに違いがみられ、(一)日数罰金の一〇％以下に抑えているところ、(二)日数罰金の一五―二五％で、一定の基準以下の収入の場合に用いているところ、(三)比較的頻繁に、日数罰金の五五％で用いているところ、が報告されている。

最低日額についての規定は一九二七年の提案と一九三〇年の政府の覚書では取り上げられていなかったもので、政府の説明では、旧制度では一〇〇クローネの罰金にあたる、被害の軽い傷害事件を起こした主婦の場合で、夫が失業中で病氣、九人の子供（うち二人は三歳と二歳）があり、生活保護受給、自力で家族の世話をしている場合が、適用事

例としてあげられている。⁽³⁸⁾このように極端な事例が当初は考えられていて、その使用は極力控えるべきだとされていた。⁽³⁹⁾

これに対して、ニューボリは、特に一九三〇年代の恐慌時代の影響もあったと考えられるが、ヨーテボリでは一、〇〇〇クローネ以上の年取のない者にはすべて最低日額を適用しているとし、多くの事件で用いざるを得ないとしている。また、ペンツもこれに賛成して、日額の算出はいわゆる量刑ではなくて、一定の基準に基づき計算であり、計算上一クローネ以下になれば最低日額を使用するのが当然だとする。最低日額を法が一クローネとしているのは、罰金の刑罰としての苦痛を保持するためであるという。オーリンの立場もこれと同じで、出発点はペンツとは違うが、日額の計算によって得られた額をそのまま用いればよいとする。⁽⁴²⁾

ここでの基本的な問題は、罰金の刑罰としての性質の保持と罰金受刑者の窮迫した経済状態との比較衡量であり、罰金をどこまで支払い可能なものとするか（換刑処分を回避するか）ということであった。⁽⁴³⁾

(四) 罰金額の修正

日数罰金制度の導入により二種類の罰金、即ち、日数罰金と従来の罰金とが併存することとなった。罰金制度の改革は、刑法二章八条の改正で、最高額が示されている刑法犯については日数罰金の適用をはずすと同時に、特別罰金法によって、特別法犯については罰金額が三〇〇クローネをこえる犯罪についてのみ日数罰金を適用することとした。この二つの罰金制度の運用上生じる不公平を正すのが修正の目的であった。⁽⁴⁴⁾

日数罰金運用の実態調査は、修正が小規模に行なわれているとしている。適用の少ない理由として、(一)罰金受刑者が一般に貧しく、修正条項の適用前、日額の決定の際に十分に恩恵を受けていることと、(二)修正の意味がまだ十分に理解されていないこと、とをあげている。そこに示されている修正の例は、違法に運転禁止場所で自動車を運転した、年収九三、〇〇〇クローネ、資産七五〇、〇〇〇クローネの男の場合（二五クローネの罰金、ブレイキの故障した自動

車を運転した、税金が一五、六三〇クローネで、一六五、七〇〇クローネ相当の耕作地所有、その他の資産一五九、〇〇〇クローネの男(三クローネの罰金)の例をあげている。また、軽微な公務員犯罪を犯した資産家の高級公務員の例⁽⁴⁷⁾もあげられている。

このように、日数罰金の適用によって高額の罰金を科せられる場合に修正がなされているが、この事態について、犯罪が「秩序違反行為」かどうか⁽⁴⁸⁾、犯罪の種類、性質、類型等が軽微といえるかどうか等、その適用の基準について争いがあつたように思われる。

- (1) Olin, Gustav: Om bötesstraffets bestämmande enligt 1931 års lagstiftning, SvJT 1933, pp. 202 ff.
- (2) 旧刑法二章入条。Strahl, op. cit., Paföjld, p. 91, Nyman, Hjalmar: Ett svenskt lagförslag rörande verkställighet och förvandling av bötestraff, NEFS 1936, p. 173 cf.
- (3) Garde, N.: Dagsbotssystemet, SvJT 1931, p. 253.
- (4) Nyman, op. cit., NEFS 1936, pp. 174 f.
- (5) スヴェーデンで略罪が犯罪化されたのは一七三三年からで、これはヘンリッホ派など敬虔主義のキリスト教の一派の影響によるのだと云ふ。(Inger, Göran: Svensk rättshistoria, 1980, p. 160.)
- (6) Strahl, op. cit., Paföjld, pp. 90 f.
- (7) Almqvist, Lennart: Om dagsbotssystemet i praktiken (SvJT 1932), Benda, Gunnar: Om dagsbotens bestämmande (SvJT 1933) など。Mittlermaier, Wolfgang: Das Tagesbußensystem in Skandinavien, ZStW Bd. 55, 1936, pp. 646 ff. cf.
- (8) 例えは Olin, op. cit., SvJT 1933, p. 216 など。「我が国の下級裁判所の量刑は大きな不統一を示している」と述べられてゐる。
- (9) Ibid., p. 215.
- (10) Ibid., p. 216.
- (11) Ramfors, Arthur: Dagsbotssystemets tillämpning vid underdomstolarna, SvJT 1933, pp. 354 f.

- (12) *Ibid.*, p. 355. Gärde, N.: Dagsböterna, SvJT 1933, p. 502.
- (13) Ohn, op. cit., SvJT 1933, p. 217.
- (14) Gärde, SvJT 1933, p. 502.
- (15) *Ibid.*, p. 501.
- (16) Ohn, op. cit., SvJT 1933, p. 214. Gärde, op. cit., SvJT 1933, p. 502.
- (17) Gärde, op. cit., SvJT 1933, p. 502.
- (18) Ohn, op. cit., SvJT 1933, p. 217.
- (19) Gärde, op. cit., SvJT 1933, pp. 503 ff.
- (20) *Ibid.*, p. 506. Ekberg, Seve: Om dagsbotslagsiftningens tillämpning, SvJT 1932, p. 310. Bendz, op. cit., SvJT 1933.
- 最後のヤンニの論文は Ohn, op. cit., SvJT 1933 への反論として書かれたため。本節注(27)参照。
- (21) Ohn, op. cit., SvJT 1933, pp. 201 ff.
- (22) *Ibid.*, p. 204.
- (23) *Ibid.*, p. 205. Gärde, op. cit., SvJT 1933, p. 506.
- (24) Ohn, op. cit., SvJT 1933, p. 206.
- (25) ヌト Ekberg, op. cit., SvJT 1932, pp. 310 ff. ヌト Ekberg.
- (26) Gärde, op. cit., SvJT 1933, p. 509.
- (27) Ramfors, op. cit., SvJT 1933, p. 358.
- (28) Ohn, op. cit., SvJT 1933, pp. 207 ff. Strahl, Ivar: Något om böter, NFRK 1951, p. 213 note 11 cf.
- (29) Ohn, op. cit., SvJT 1933, pp. 209 ff. オーリンはこの立場で年収「最高罰金額」罰金日額の換算表を作成している。オーリンに対するハンソンの批判は、(1)拘禁と罰金とは本来比較不可能なのに、一月の拘禁を二カ月分の収入で対応させるのは誤り、(2)年収の七二〇分の一というオーリンの計算は日収の二分の一というのと同じ、(3)立法趣旨からは日収を基礎としていると解釈するのが正しく、収入の単位を日におくことは自然なことであるということである。
- (30) Ramfors, op. cit., SvJT 1933, pp. 355 ff.
- (31) 萩原金美「スウェーデンの司法」弘文堂、昭和六十二年、坂田仁「司法」スウェーデン社会研究所編、スウェーデンンントブック、昭和六十二年。Mohin, Lars: Some Information about the Role of Lay-assessors in Swedish Court, Stockholm

District Court, 1974 (mimeo) など参照。参審員は事実問題、法律問題の双方に関与する。

- (32) Ekberg, op. cit., SvJT 1932, pp. 314 ff.
- (33) ホンベリの紹介によるマックスホルムの調査表 (Ibid., p. 319f.) は次頁のようなかのじである。
- (34) 'Tryckfrihetsförordning' のもとで王位継承法 (Successionsordning) 統治組織法 (Regeringsformen) の三つがスウェーデンの基本法、即ち憲法を構成する。萩原、前掲書一頁以下参照。
- (35) Ekberg, op. cit., SvJT 1932, pp. 320 f. この点について法律には何の指示もないが、日額の記載は日教罰金の基本原則と反対の方向に動いていっている。なか、現在では日額、日教への判決が明示されている。
- (36) Ramfors, op. cit., SvJT 1933, pp. 358 f.
- (37) Bendz, op. cit., SvJT 1933, p. 428, Gärde, op. cit., SvJT 1933, p. 507.
- (38) Ekberg, op. cit., SvJT 1932, p. 313.
- (39) Ibid., p. 314.
- (40) Nyborg, Ivan: Dagbotssystemet i tillämpningen, SvJT 1932, pp. 472 f.
- (41) Bendz, op. cit., SvJT 1933, pp. 427 f.
- (42) Ohn, op. cit., SvJT 1933, pp. 212 f.
- (43) Gärde, op. cit., SvJT 1933, pp. 508 f.
- (44) Ohn, op. cit., SvJT 1933, p. 214, Bendz, op. cit., SvJT 1933, p. 430.
- (45) Ramfors, op. cit., SvJT 1933, pp. 359 f.
- (46) Ibid., p. 359.
- (47) Ohn, op. cit., SvJT 1933, p. 215.
- (48) Bendz, op. cit., SvJT 1933, p. 429.
- (49) Gärde, op. cit., SvJT 1933, p. 510 cf.

ストックホルムで用いられていた調査表

- (1) 職業及び地位 _____
- (2) 身分事項 既婚、未婚、離別、死別、孤児（正しい事項に下線）
- (3) 同居中の自活していない子とその年齢 _____
- (4) 本人の収入
- a 定期的現金収入 _____
 - b その他の定期的利益（無料アパート、無料住宅、ボーナス、現物給与等） _____
 - c 公的年金、私的年金等 _____
 - d その他の収入（勤労、動産、資本等） _____
- (5) 配偶者及び同居の子の収入 _____
- (6) 国の所得税及び資産税の最新の税額 _____
- (7) おおよその資産（負債を控除した積極資産） _____
- (8) 被調査者が事件の中で説明を望んだ特別な事情（両親、離別配偶者、同居していない子等に対する扶養義務、7で減額されていない負債、失業、生活保護、その他） _____

【この表についている注意事項】

収入は、例えば国家又は地方公務員のように、その者の年収をその年の全月数で等しく分割されているような者の場合には、その者の月収で示すこと。その他の、商人や季節労働者の場合は年収で示すこと。

収入に関する情報は特別な事情の存在する場合にのみ、雇用主に照会すること。そして、その場合には照会によって不必要な苦痛を加えることのないよう注意すること。

収入のない者（両親のもとに同居する息子のような場合）についてはおおよその範囲で情報を示すこと。

被調査者が最新の課税額通知書を持参しない場合には、最新の課税額を所轄の税務当局、郡書記（häradskrivare）に照会する等相当な方法で照合すべきである。

（前頁注33参照。）

三 一九三七年の改革

一九三七年の改革の目的は、換刑処分⁽¹⁾の制度の改革であった。今、手もとの乏しい資料から統計を掲げると第一表のようになる。ここには一九一四年から一九四九年までの数字(空欄は手もとの資料欠)がのせられている。年度がとびとびになっているが、日数罰金を導入した年の換刑処分の数が処分率とともに最大になっていることがわかる。一九一八年は第一次世界大戦の好景気の年で、換刑処分が最低であった。また、一九三二年は世界大恐慌の時代である。この二つの社会的事実がこの数値の背景にあるわけではあるが、年にして実に四倍に換刑処分が増加しているのである。また、一九三二年に自由刑は五、〇九六人に科され(うち一、八二二は条件付き)、換刑処分により刑務所に收容される者の数は、自由刑によって收容される者の数の二倍以上にも達したのである。この事実は、換刑処分⁽²⁾で刑務所に收容された者が刑務所生活に慣れること、自由刑相当の重い犯罪と罰金相当の軽い犯罪の間の区別を無にするのである。⁽³⁾

第1表 罰金刑と換刑処分

年度	罰金総数	換刑処分	比率
1914	89714	13142	14.65%
1915	約62000		
1916			
1917			
1918		2173	
1919			
1920	104203	3911	3.75%
1921			
1922			
1923			
1924			
1925			
1926			
1927			
1928			
1929			
1930			
1931	101099	12375	12.24%
1932	107043	13358	12.48%
1933	114868	11490	10.00%
1934	126080	9369	7.43%
1935	123274	7942	6.44%
1936	125888	6723	5.34%
1937	136604	4836	3.54%
1938	142629	4728	3.31%
1939	139665	815	0.58%
1940	116494	648	0.56%
1941	132440	571	0.43%
1942	147764	438	0.30%
1943	169861	321	0.19%
1944	159702	313	0.20%
1945	153910	346	0.22%
1946	148142	289	0.20%
1947	144435	355	0.25%
1948	112600	277	0.25%
1949	153514	275	0.18%

(Strahl, Om påföljd för brott, 1955, p. 116. et al.)

日数罰金の導入理由の一つは罰金の支払いを容易にし、換刑処分の数を減少させることにあった。右の実状は改善を必要とするものであり、これが次の改革、即ち一九三七年の改革の目標になったのである。

これと時をほぼ同じくして、行刑改革が進行していた。この関連で見逃すことのできないのが、シュリィターの演説である。シュリィターは一九三四年一二月に、「一九三〇年代には、軽微な犯罪で裁判所が罰金刑に付した者が貧乏や失業のために罰金を支払うことができないという理由で刑務所に収容されていた。」と述べて、換刑処分を攻撃し、罰金の換刑処分⁽⁴⁾で拘禁に付されている者を刑務所から解放することを主張している。

彼はまた、その年の四月に司法大臣として、包括的な刑事政策的改革を提案しているが、その中で罰金について次のように述べている。⁽⁵⁾

「この刑罰に対しては、とくに、裁判所が罰金を以て償うべきである」とみとめた犯罪について、犯人に自由刑の執行を受けさせることは原則的に正当でないことが指摘されている。即ち、この場合自由刑の執行の理由は犯された犯罪の性質ではなくて、犯人が罰金を支払う意思をもっていたかどうかということなのである。罰金受刑者が失業などのために罰金を支払うことができない場合刑罰が罰金刑から自由刑に加重されることは、法意識にもとるものである。罰金受刑者が怠慢のために罰金の支払いをしなかつた場合に関しては現行の規則により罰金刑を自由刑に転換する危険性が怠慢者に対する充分効果的な強制手段を意味していないことも想起することができよう。毎年一万人以上の者が罰金刑の償いのために刑務所に収容されているのである。多くの者はかくて刑務所への短期の収容によって刑務所生活に慣れてしまい、自由刑の威嚇力がそれによって弱められている。加えて、罰金受刑者の刑務所への収容は、その刑務所間での移送とともに、国庫に多大な負担を生じている。」

シュリィターの指導の下に行われた罰金制度の改革は次のようなものであった。⁽⁶⁾

(一) 換刑処分の条件付決定⁽⁷⁾の採用

罰金の不払いが怠慢によるのではなく、また犯人の改善に自由刑が相当とはみとめられない事件の場合、状況によって換刑処分を条件付きにし、その対象者の施設収容を回避することが可能になった。

スウェーデンの条件付判決制度は、自由刑の執行を猶予するかたちで行なわれ、罰金刑についての猶予の制度は存在していなかった。この改革は、罰金刑の猶予はみとめず、換刑処分についてのみ条件付猶予をみとめたのである。

この処分は通常の条件付判決とは異なり、犯人の改善のための必要とか、過去一〇年間自由刑の判決を受けていないとかの要件がなく、監督もとくに必要な場合にだけつけるといふものであった。あくまでも、罰金の不支払いによる「換刑処分」の猶予であった。

（二）換刑処分の量定

従来の換刑処分の量定は、罰金日額一日を三日に、二日を四日に、そしてこれ以上は日額二日増ごとに拘禁一日を増し、日額一二〇日を拘禁六〇日に換算して執行するものであった。

これを、第二表のように、日数五日（定額罰金では二五クローネ）までは一〇日の拘禁（懲役の場合は五日）に換算し、日数九〇日までは日額二日を拘禁一日（懲役の場合はその半分）に換算し、九〇日をこえた場合には日額三日を拘禁一日に換算するものである。この場合、定額罰金の五クローネを日数罰金の日とみなし、標準化罰金については個別に日数を決定することができた。換刑処分の最高日数は九〇日とされた。

そして、支払いに熱心であった者には、換刑処分の日数の軽減の道が開かれ、五日以下（罰金刑の併合の場合は一〇日）の日数罰金及び二五クローネ以下（罰金刑の併合の場合には五〇クローネ）の定額罰金の換刑処分は、不払いが怠慢による場合または犯人の改善のために換刑処分が必要な場合を除いて、換刑処分に付することができなくなった⁽⁸⁾。つまり、特例として小犯罪による罰金の換刑処分が事実上禁止されたのである。

換刑処分のもう一つの特例は、「酩酊罪⁽⁹⁾」の場合の取扱いである。「酩酊罪」の問題は、アルコール問題と密接な関係がある。当時、スウェーデンは、米国と同様禁酒法を有していた。禁酒運動は、スウェーデンの福祉国家としての発展の上で重要な役割を果たしたといわれている⁽¹⁰⁾。その詳細を語る知識を私は有していないが、一九三〇年代には、

第2表 罰金刑の日数と懲役及び拘禁の日数との関係

日数罰金	定額罰金	拘禁	懲役
5日以下	25クローネ以下	10日	5日
6日以下	30クローネ以下	11日	5日
7日以下	35クローネ以下	12日	6日
⋮	⋮	⋮	⋮
20日以下	100クローネ以下	25日	12日
22日以下	110クローネ以下	26日	13日
24日以下	120クローネ以下	27日	13日
⋮	⋮	⋮	⋮
90日以下	450クローネ以下	60日	30日
93日以下	465クローネ以下	61日	30日
96日以下	480クローネ以下	62日	31日
⋮	⋮	⋮	⋮
180日以上	900クローネ以上	90日	45日

(罰金刑の執行に関する法律の適用に関する勅令 [KK 18 nov 1938] の付表による。)

第3表 換刑処分中20クローネ以下の罰金の比率

年度	比率	年度	比率	年度	比率
1922	18.05%	1926	15.62%	1930	11.41%
1923	17.45%	1927	14.80%	1931	11.44%
1924	17.34%	1928	13.11%	1932	14.99%
1925	17.76%	1929	11.14%	1933	21.09%
				1934	21.44%

(Nyman, op. cit., NiFS 1936, p. 176 の数値による。)

酒類はすべて専売の上、完全な配給制であった。また、一七三三年以来「酩酊」は犯罪であり、公衆の前で無軌道な行為をみせることも同様に犯罪であった。そして、多数の者がこの犯罪によって処罰されていたのである。そして、その刑罰は五〇〇クローネ以下の罰金(定額罰金)であった。

ニューマンの論文によると、一九三三年及び一九三四年に換刑処分の対象となった罰金刑の二〇%は二〇クローネ以下の罰金であり(第三表参照)、その一人平均の刑務所収容期間は九一〇日であった。しかも、その半数は酩酊罪によるものであった。

そこで、酩酊罪による罰金の換刑処分をする場合、それ以前過去二年間に三回以上酩酊罪で有罪になったことが要件となる他、検察官は、裁判所に換刑処分の訴追を行う前に禁酒保護委員会に対して措置の申請を提出しなければならなかった。

らないとされた。そして、二か月間禁酒保護委員会の措置を待ち、その間に委員会が何の措置も取らなかつた場合に始めて裁判所に対して訴追することができるのである。また、禁酒保護委員会が検察官の申請の前後を問わず、アルコール施設への收容の措置をとれば、それ以前の罰金刑についての換刑処分はすべて失効する他、罰金受刑者を一切換刑処分に付すことができないとされている。⁽¹³⁾ この取扱いは、浮浪者の收容施設である強制労働施設や、非行少年、要保護児童等の施設である少年福祉学校などに收容されている者にも適用された。⁽¹⁴⁾ 改革のこの部分は一九四〇年七月一日より施行された。

(三) 罰金の支払いと徴収

罰金刑が支払われなかつた場合、その判決の確定の後に徴収されることになる。そこで、支払いを容易にし、同時に徴収を効果的にすることが改革の一つの目的となつていた。換刑処分の数を減少させる最も単純な方法は、すべての罰金が確実に支払われるようにすることであるからである。

まず、任意の支払いを容易にするために、従来四か月であつた支払いの猶予期間を、特別な理由がある場合には、二倍の八か月に延長することができることとされた。また、同じく特別な理由がある場合には、分割払いの期間も二年に延長することができることとされた。しかし、同時に徴収を効果的にするために、従来税金及び扶養料の取立てにのみ適用されてきた、給料、年金等の定期給付の差押さえの制度を罰金にも拡大適用することとされた。ただし、優先順位は最後とされた。また、罰金受刑者が不当に条件付き換刑処分を得て、罰金の支払い義務を逃れるのを防止するために、換刑処分の決定後は罰金の任意支払いを禁止する措置もとられた。

換刑処分については、一般の自由刑の執行に関する規定が適用された。⁽¹⁶⁾

(四) 換刑処分の手続き

従来換刑処分は、罰金判決確定後の執行事務の一部として州庁によって処理されていたのをあらため、これを新し

い刑事訴訟事件と定め、この事件を原則として罰金受刑者の現在する土地を管轄する通常第一審裁判所の管轄とした。そして、検察官の訴追によって事件が開始することとされた。事件の審理には三人の参審員⁽¹⁷⁾が関与することとされ、通常の開廷日以外の日に裁判を行うことができるようにされた。さらに、前述のように酩酊罪の場合には複雑な手続きが定められ、禁酒保護委員会からの記録の取寄せが必要になった。また、裁判所は審理中の換刑処分に関する事件について、事情によっては再び徴収のために事件を執行官事務所に送致することができるようになった。裁判は、被告人が欠席しても行うことができ、場合によっては、例外的に事件を中止し、罰金の免除の裁判もできることとされた。これらはずべて、裁判所、検察官、執行官事務所の責任を増大させたことを意味する。

換刑処分の事案で高等裁判所の下した決定に対しては上訴が禁止された。以上の改革は、罰金刑執行法という単行法によって一九三九年一月一日より実施に移された。その結果はどのようなものであったろうか。まず第一に、前出の第二表に示されているように、換刑処分の劇的な減少として現れたのである。一見してわかるように、換刑処分は前年に比べて約五分の一になったのである。しかしその半面、換刑処分に付するための手続きの繁雑さが大きくクローズアップされた⁽¹⁸⁾。つまり、換刑処分の決定をしようとすると、さまざまな機関から資料を取寄せ、一々その事件が怠慢によるものかどうか、犯人の改善のために換刑処分が必要かどうかなどのことを判断しなければならなくなったのである。わずかな金額の罰金の不払いに関して多大な労力を裁判所や検察官は費やさなければならなくなったのである。この不満に対してジュリィター⁽¹⁹⁾は、社会に対する借金を払えないという理由で、その支払いに最善をつくしている貧しい人々を刑務所に収容していた以前の状態と比べて、どちらが不合理かと反論している。彼は、換刑処分の数の減少に満足を示しつつ、新法では罰金の徴収に力が注がれ、刑務所の予算が大幅に節約されている利点を指摘するのである。そして、この成果がやがて国際的な注目を集めることになるのである。

- (1) 上の表は、Strahl, op. cit., Patföljd, p. 116, Tab. 及び Sandström, Emil: 1937 års lagstiftning om verkställighet av bötesstraff, SvJT 1939, pp. 35 f. の数より作成。多少数に違ふが、相違する場合はストロームに拠つた。
- (2) Sandström, op. cit., SvJT 1939, p. 36.
- (3) Ibid., p. 36. 一九二五年から一九三四年の平均で毎年一〇、三〇二人が換刑処分で刑務所に収容され、その延収容日数の平均は「一〇一、八〇〇日」一人平均九一、一〇日、年平均収容人員二七九人であった。(Nyman, op. cit., NLFs 1936, pp. 176 f.)
- (4) Eriksson, Torsten: Kriminalvård, Stockholm, 1967, p. 23.
- (5) Schlyter, Karl: Straff-och fängvårdsreform, SvJT 1934, pp. 284 f.
- (6) 以下の記述は、Nyman, op. cit., NLFs 1936, pp. 173 ff. 及び Sandström, op. cit., SvJT 1939, pp. 41 ff. に於て。
- (7) 条件付判決に関する法律 (Lag 22 juni 1939 om villkorlig dom) 第四条参照。
- (8) 罰金刑執行法第八条。
- (9) 旧刑法十一章一〇条(酩酊罪)、十一章一条(無軌道な行為の罪)。現行刑法の十六章一五条及び十六章に相当する。
- (10) Elmer, Åke: Från fattig Sverige till välfärdstaten, 4e uppl., 1969, pp. 31 ff. 参照。
- (11) 前出第二節注五参照。
- (12) Nyman, op. cit., NLFs 1936, pp. 176 f.
- (13) 以上罰金刑執行法八、九条、一一條。
- (14) 罰金刑執行法九條。
- (15) införsel, 強制執行法 (UB) の中に現在これに関する規定が収められてゐる。
- (16) 一九四五年に大幅に改正されることとなる。坂田、犯罪者処遇の思想、慶應通信、昭和五九年参照。
- (17) 前出第二節注(3)参照。
- (18) Regner, Nils: Spörsnål ang förvandling av böter, SvJT 1942, pp. 718 ff., Lundgren, Sigfrid: Förvandling av böter i praxis, SvJT 1942, pp. 162 ff.
- (19) Schlyter, Karl: Förvandling av böter i praxis, SvJT 1942, pp. 167 ff.

四 北欧刑法専門家会議

一九五〇年にアイスランドのレイキャビクで開催された第五回北欧刑法専門家会議は、罰金及び経済的制裁の問題を議題として取り上げた。この会議にスウェーデンからはシュリイターとストラールとが代表として参加している。⁽²⁾ ストラールは後にこの時の議題について北欧犯罪学雑誌に論文を寄せているので、その内容についてここで紹介しておきたい。

この時までには日数罰金を採用していたのは、スウェーデンのほかデンマーク⁽⁴⁾とフィンランド⁽³⁾とであった。フィンランドは一九二一年に、デンマークは一九三九年にそれぞれ日数罰金制度を採用している。しかし、ノルウェイとアイスランドは採用していない。そこから、日数罰金の当否が大きな問題となった。ストラールによると、論じられた問題は三個である。第一が罰金の適用頻度、第二が日数罰金、第三が換刑処分である。

(一) 罰金刑の適用⁽⁶⁾

罰金刑は北欧五国に共通して多く用いられているが、その適用のあり方に違いがある。ノルウェイでは酩酊罪が罰金刑の主要な部分を占めるのに対して、スウェーデンとデンマークでは交通違反が罰金刑の主要な部分を占め、酩酊罪はそれに次ぐ位置にある。また、どの国においても罰金刑は略式命令によって科されている場合が多い。会議で問題になったのは酩酊罪について、アルコール問題と関連させて罰金刑を医学的な調査によって置き換えることの可否であった。

(二) 日数罰金⁽⁷⁾

フィンランドはすべての犯罪に日数罰金を適用し、日数は一ないし三〇〇日、日額は裁判官の自由裁量で定める。日額の算定基準は財産、扶養義務、その他の経済状態を考慮した平均収入である。デンマークは刑法犯のみに適用し、

日数は一ないし六〇、日額は二クローネ以上で上限なし、日額の算定基準は生活条件、財産、扶養義務、その他の経済状態を考慮した平均収入である。スウェーデンは酩酊罪等を除いた刑法犯と法定刑が三〇〇クローネ以下の特別法犯にこれを適用し、日数は一ないし一二〇、日額は一ないし三〇〇クローネ、日額の算定基準は収入、財産、扶養義務、その他の経済状態にてらして相当の金額で、実務的には年収の一、〇〇〇分の一となっている。デンマークでは日数罰金に対する評価が低いのに対してスウェーデン、フィンランドでは評価が高いことが指摘されている。定額罰金と日数罰金の双方を適用しているデンマーク、スウェーデンでは、(一)場合によって定額罰金の方が日数罰金より高くなること、(二)一般に日数罰金の金額が低く算定されること、の二点が問題だとされている。⁸⁾

ストラールは、スウェーデンの日数罰金の日額と日数の統計を示しているが、それによると日額では三ないし五クローネが最も多く、日数では六ないし一〇日が最も多くなっている。判決された罰金の額は二〇ないし一〇〇クローネの間に最も多く分布している。一〇クローネ以下が五%、二〇〇クローネを越えるものが約七%である。

日数罰金への批判の要点は、日額の決定と日数の決定とを分離しなくても罰金受刑者の支払い能力を考慮に入れた罰金刑の量刑は可能であるということにあった。また、日数罰金によって、裁判官は本来その事件において考慮すべきことの代わりに、被告人の経済状態ばかりを考慮するように強制されているとの批判もあった。しかし、ストラールによれば、重要なことは、日額がいくらかということではなく、日額が日数によって何倍かされて決まった罰金額がその事件における満足すべき罰金額を提供することであり、判決の中で罰金額への経済状態の影響が通常の量刑から分離できるように、罰金額の算定方法が示されることである。¹⁰⁾ その区別を換刑処分の日数を判決の中に示して行うのは邪道で、罰金刑の判決そのものの中で行うべきなのである。

(三) 換刑処分¹¹⁾

スウェーデンを除く他の国は換刑処分を罰金刑の判決（略式命令を含めて）の中に最初から定めているのに対して、

スウェーデンはそれをせず、罰金が支払われなかった場合に換刑処分の手続きが開始し、その日数は罰金の日数、金額に対応する形で政令で定めている。ストラールは、最初から罰金刑が自由刑に転換されることを見越したように換刑処分を罰金の判決の中に書きこむことは奇妙なことだとしている。

ここでは、スウェーデンの換刑処分の数が極めて少ないことが注目を集めた。そして、本来罰金は支払われることに意味があるので、スウェーデンの制度（一九三九年の改革）は、罰金刑の効果を犠牲にすることによって換刑処分の減少をはかっているとみなされた。そこから、ストラールは罰金が実際にどれだけ支払われているかをスウェーデン、デンマーク、ノルウェイの統計に基づいて述べている。それによると、スウェーデンでは約八〇%、デンマークでは約九五%、ノルウェイでは約七五%の罰金が支払われている。この数の違いはそれぞれの国の罰金刑に占める酩酊罪と交通違反の比率による違いで、いずれの国も酩酊罪による罰金の支払い率が低く、交通違反の罰金の支払い率が高くなっている。全体としてみれば、罰金の八〇%は支払われており、支払い率に大きい違いはないとされた。このことは、スウェーデンにみられる換刑処分回避の傾向が罰金支払い率の悪化には影響していないことを示すものである。

スウェーデンの日数罰金制度はストラールのフランス語の紹介⁽¹³⁾、シムソンのドイツ語の紹介⁽¹⁴⁾、更にはヨースソンの一九五〇年にハーグで開催された国際刑法監獄会議での報告等を通してアメリカ、ヨーロッパ及び日本に紹介された。それらの論文、資料により森下忠⁽¹⁵⁾は日数罰金を日本に紹介している。日数罰金は世界の注目を集め、それぞれの国の立法作業の中で問題とされるようになった。

この時代、一九五〇年代における罰金刑の問題点を、ストラールは次のようにまとめている。⁽¹⁷⁾

- (一) 日数罰金の導入と換刑処分の改革以来、罰金制度に対しては罰金額が低くなったということ以外には批判の声はない。
- (二) 罰金刑の多用は短期自由刑を減少させたという議論が存在する。
- (三) 自由刑回避の手段として条件付判決は感銘力に乏しく、この欠陥は条件付判決に罰金を併科することで改善できる。

(四) 懲役、拘禁についてもその判決と同時に罰金を併科する可能性を検討する。
 (五) 税金について、不正申告に対する最善の対策は、一般予防的にも個別予防的にも罰金刑である。

- (1) Strahl, Ivar: Kriminalretskonferencen i Reykjavik, NtFK 1950, pp. 260 ff. Strahl, Ivar: Den femte nordiska kriminalrättskonferensen, SvJT 1950, pp. 999 f. テーマは「罰金及び不法行為(刑事損害賠償)であった」。
- (2) スウェーデン以外の出席者は、S・フルヴィッツ、E・ラルセン(デンマーク)、B・パルムグレン(フィンランド)、O・F・ホルムク、K・ヴェルナー(ノルウェー)、P・エイオルフソン、G・ヨナソン他(アイスランド)である。
- (3) Strahl, op. cit., NtFK 1951, pp. 202 ff.
- (4) Goll, August: Dagsbodesystemet i Danmark, SvJT 1930, Krabbe, Oluf: Auslandsrundschau, Danmark 1938-1939, ZStW. 59, 1940, p. 642.
- (5) Arvelo, A.P.: Om dagsbodesystemet i Finland, NtFS 1928.
- (6) Strahl, op. cit., NtFK 1951, pp. 203-206.
- (7) Ibid., pp. 206-216.
- (8) Ibid., p. 208, note 9. 日額を年収の四〇〇分の一にせよとの意見が引用された。
- (9) Ibid., Tab 1-3.
- (10) Ibid., p. 214.
- (11) Ibid., pp. 216-224.
- (12) Ibid., Tab. 5-7.
- (13) Strahl, Ivar: Les jours amendes dans les pays nordique, Rev. sc. crim. 1951. 及び Buslin, E: La system de jours-amendes et l'exemple scandinave (Rev. de droit penal et de criminologie, vol. 35, 1954)
- (14) Simson, Gerhard: Auslandsrundschau, Schweden, ZStW. Bd 64, 1952.
- (15) Göransson, H.: Preparatory Rapers III (13th International Congress for Criminal Law and Prison Administration at Hague, 1950) cited in Wirttenberger, Thomas: Die Reform des Geldstrafwesens, ZStW. Bd 64, 1952, pp. 17 ff.
- (16) 森下忠「日数罰金制」、刑法と刑事政策、一粒社、昭和三十九年。

五 略式命令と秩序罰

一九四八年一月一日よりスウェーデンでは包括的な訴訟制度の改革が実施に移された。⁽¹⁾これは、一九二六年に設けられた訴訟制度委員会の答申によって一九四二年に立法化されたもので、この改革によって裁判所の組織、民事、刑事の訴訟手続きに大きい変動がもたらされた。⁽²⁾

スウェーデンの現行の司法裁判所の組織は、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所であるが、一九四八年の改革以前の時代にはいわゆる地方自治の伝統のもとに司法制度もまた国家的組織ではなく地方的組織であった。従って、都市と地方ではまったく構造の異なる裁判所が民事、刑事の訴訟事件を処理していたのである。そうした制度の中に、警察裁判所⁽³⁾も存在し、小犯罪の処理がなされていた。また、警察、検察の組織も当然地方的なものであり、検察官という職名は存在したが、その職務内容は警察事務や執行吏事務から分化しておらず、すべてが混じりあった状態であった。⁽⁴⁾中央には、法務監察長官及び議会オムブズマンが存在して検察事務を担っていたが、この二つの組織は、国民からの提訴を受けまたは自らのイニシアティブで公務員の犯罪など特定の国家的な犯罪の訴追又は、裁判も含めて、不法、不当な公務の執行を弾劾し、その被害を救済する役割をもっぱら担っていたのである。⁽⁵⁾

この改革で、司法裁判所は最高裁判所、高等裁判所、都市裁判所、郡部裁判所の三審四種の裁判所に整理された。⁽⁶⁾また検察官は、訴訟法上固有の権限⁽⁷⁾を与えられた存在となり、その職務組織も検事総長、国家検事、地区検事に整理されたのである。しかし、地区検事は同時に地区の警察長を兼務するとされ、その地方性を保っていた。

この改革は、同時に罰金刑の科刑手続きにも大きい変更を加えた。即ち、略式命令⁽⁸⁾の新設である。この制度によ

て罰金刑のみを法定刑とする犯罪⁽⁹⁾について検察官は二〇日以下の日数罰金を略式命令によって賦課することができる権限を与えられた。略式命令は、書面で被疑者に対して賦課され、被疑者がその内容を認諾することによって確定判決と同一の効力を得るものとされた。この制度施行後、罰金の中に占める略式命令の数は年々増加し、秩序罰が立法化された一九六六年までおおむね罰金総数の七〇ないし七五%を占めるにいたっている（第四表）。

一九六五年現行刑法の施行と時を同じくして司法組織全体の中央集権化が実現した。検事総長を頂点とする検察官の組織が成立するとともに、警察もまた独立の中央集権的組織となったのである。

ここで秩序罰の制度について述べる必要がある。秩序罰は一九六六年に立法化され、一九六七年より実施された。一九六八年には訴訟法四八章の中に取込まれたのである。

罰金刑の数の多い犯罪は交通違反、交通犯罪、そして酩酊罪であった。ストラールの罰金に関する論文⁽¹¹⁾の中でもふれているように、罰金の五〇%以上は交通関係の犯罪によるものである。一九六四年の犯罪統計では、罰金刑に付された者三五一、八五一のうち交通犯罪法による者三八、三七五、その他の特別法犯による者二二八、三四四となっている⁽¹²⁾。この中に道路交通法違反が大量にふくまれていることはいうまでもない。また、一九七六年の犯罪統計⁽¹³⁾では、罰金刑に付された者二〇二、五八二人中交通犯罪法により罰金に付された者が三〇、一四一、道路交通法違反による者が一三三、五八九、合わせて一六三、七三〇で、全体の八〇、八二%に達している。こうしたことから、道路交通法違反、酩酊罪等の簡易処理の手續きが検討されたのである⁽¹⁴⁾。

秩序罰は警察官の権限である。即ち、予め検事総長が警察庁と協議して定めた行為（法定刑が定額罰金のみ）の犯罪に限る⁽¹⁵⁾）について警察官が犯人に対して秩序罰の賦課を行い、犯人の認諾によってその賦課に確定判決と同一の効力が与えられるものである。

秩序罰は、その制度化以後年々その数が増加しており、第四表に示されるように最近では罰金の総数の六〇%以上

第4表 スウェーデンの罰金

年度	判決罰金 実数	略式 実数	秩序罰 実数	合計	判決罰金 比率	略式 比率	秩序罰 比率	換刑処分 実数 比率
1948	52300	60300		112600	46.45%	53.55%		277 0.25%
1949	63434	90080		153514	41.32%	58.68%		275 0.18%
1950	68563	95050		163613	41.91%	58.09%		391 0.24%
1951	76291	103023		179314	42.55%	57.45%		276 0.15%
1952	75248	104994		180242	41.75%	58.25%		362 0.20%
1953								440
1954								407
1955	71263	183208		254471	28.00%	72.00%		497 0.20%
1956								369
1957								316
1958								450
1959								411
1960	99705	314092		413797	24.10%	75.90%		330 0.08%
1961	106913	286850		393763	27.15%	72.85%		318 0.08%
1962	99981	246530		346511	28.85%	71.15%		372 0.11%
1963	98337	240091		338428	29.06%	70.94%		269 0.08%
1964	96944	254907		351851	27.55%	72.45%		257 0.07%
1965	89167	226147		315314	28.28%	71.72%		160 0.05%
1966	94128	279595		373723	25.19%	74.81%		170 0.05%
1967	102412	292904	36974	432290	23.69%	67.76%	8.55%	287 0.07%
1968	94660	227876	87288	409824	23.10%	55.60%	21.30%	263 0.06%
1969	67825	127690	178686	374021	18.13%	34.12%	47.75%	205 0.05%
1970	61721	150987	150434	363142	17.00%	41.58%	41.43%	137 0.04%
1971	51418	165156	151747	368321	13.96%	44.84%	41.20%	127 0.03%
1972	58840	166942	166052	391834	15.02%	42.61%	42.38%	133 0.03%
1973	61178	189426	191774	442378	13.83%	42.82%	43.35%	78 0.02%
1974	58904	200300	200844	460048	12.80%	43.54%	43.66%	68 0.01%
1975	58700	199159	190321	448180	13.10%	44.44%	42.47%	73 0.02%
1976	55936	191467	190108	437511	12.79%	43.76%	43.45%	44 0.01%
1977	47000	152292	169746	369038	12.74%	41.27%	46.00%	20 0.01%
1978	43714	110330	183355	337399	12.96%	32.70%	54.34%	17 0.01%
1979	37737	93924	177324	308990	12.21%	30.40%	57.39%	33 0.01%
1980	38690	94544	202559	335793	11.52%	28.16%	60.32%	49 0.01%
1981	39095	101380	215801	356276	10.97%	28.46%	60.57%	50 0.01%
1982	40997	93190	223176	357363	11.47%	26.08%	62.45%	32 0.01%
1983	40519	90267	218428	341294	11.87%	26.45%	64.00%	9 0.00%
1984	36451	83744	200875	321070	11.35%	26.08%	62.56%	0 0.00%
1985	31772	77900	177138	286810	11.08%	27.16%	61.76%	0 0.00%
1986	29773	75820	182915	288508	10.32%	26.28%	63.40%	0 0.00%
1987	30366	74392	189284	294042	10.33%	25.30%	64.37%	0 0.00%

(Strahl, Om påföljd för brott, 1955, p. 116 及び SCB, Rättsstatistiska årsbok, 1980, 1985, 1988 による。)

に及び、略式命令の二五%、判決による罰金の一〇%をはるかにこえる数になっている。

略式命令と秩序罰の制度の導入によって罰金、とくに日数罰金制度はスウェーデンの刑事司法の中に定着したとい得る。一九六五年施行の現行刑法は、日数罰金に関する限り何の変更もたらさなかった。もともと、一九三〇年代から始まっていた刑事政策上の改革の一つにまとめて法典化したのが現行刑法であり、その第三編(いわゆる処遇法典¹⁵)に含まれている個々の制裁はそれ以前から事実上実施されていたものだったのである。罰金刑もその一つであり、ここではむしろ、一九三〇年代の議論が鎮静化して、実務的に安定した罰金制度の運用の時期に入ったといつてよいかもしれない。一九六五年には上記のように検察の全国的な統一組織が整い、検察事務が全国的に統一した基準によって運用される態勢ができあがって、検事総長の指示する通達によって略式命令、秩序罰の適用に関しては全国共通のマニュアル¹⁶が使われるようになっていた。このマニュアルは、裁判所の裁判実務を参考にして検事総長が中央でまとめている(秩序罰については警察庁と協議して)もので、略式命令の運用は、法律と判例の範囲内でこのマニュアルによってなされるようになったのである。

一九六三年、現行刑法施行の二年前に検事総長は略式命令における日数罰金の日額の算定基準を次のように指示している。¹⁷

- (一) 日額は必要経費を控除した後の年収の一、〇〇〇分の一を基本額とする。
- (二) 収入のある配偶者のある者の場合も本人の収入を基本的に考慮し、配偶者の収入は考慮しない。
- (三) 収入のない(又は、極端に少ない)妻の場合は、その者の生活水準からみて合理的な金額を日額とする。
- (四) 高収入者は累進課税額にてらして基本日額を減額する。減額は年収二万クローネ以上とし、五、〇〇〇クローネごとに一クローネを減額する。
- (五) 無収入の妻を有する夫は日額の五分の一を減額する。これは、自己の生活を維持するに足る収入のある妻がいる場合には適用しない。

(イ) 本人の収入に依存している同居の子一人につき二クローネを減額する。
(ロ) 三万クローネ以上の財産を有する者の場合、三万クローネにつき一クローネ、以後一万クローネごとに一クローネを増額する。

(ハ) 極端に多い負債のある場合には減額を考慮する。

(ニ) 一般的に日額は五クローネを下まわってはならない。例外は、財産のない継続的な無能力状態にある者である。

(ホ) 勤労収入又は財産のない学生、兵役中の者及び国民年金以外の収入のない者の日額は三クローネとする。

(ヘ) 日額はクローネ単位で定める。罰金総額が二五クローネ以上なる場合は、五クローネごとに下方にまるめを行う。

一九六八年にダーリン⁽¹⁸⁾は、過去の日額の算定に関する資料を閲覧して、日数罰金の日額の算定方法の私案を公にしている。その中で彼は日額決定の基本的な規則として、(一)日額は被告人が最も質素な生活をする場合に、彼の全財産から一日について節約できるところに應じる金額であること、(二)日数罰金は財産の没収ではないこと、を掲げ、年収の一、五〇〇分の一を日額とする案を提案している。この資料の中には、日額に関するほとんどすべての資料が簡潔に引用され、重要な判例の標題とともに収録されており、日額の算定をめぐる問題の良い概観を提供している。

現在使用されているマニュアル⁽¹⁹⁾は二部に分かれ、第一部は総論的な規則集、第二部は略式命令の適用のある事件の定型的な量刑を記述できる行為類型の一覧表になっている。マニュアルの第一部は、適用領域と略式命令のある事件の裁の問題、強制処分、時効送達等の特殊問題、認諾、略式命令の誤りの訂正、略式命令の事後処理、特殊手順(事務日記、個人票による処理等)、関係機関の問合わせ先、秩序罰、警察庁作成のマニュアル、裁判例等、メモ、の一二の問題別の部分をもつ加除式冊子のスタイルをとっている。制裁問題中日額の算定についてのみ若干抄録する⁽²⁰⁾。

◇通常の場合の罰金日額の算定

(一) 被疑者の必要経費及び扶養料のための支出を控除した税引き前の年収を出発点とする。職業訓練補助金、扶養料、継続的に支給される社会保障給付及び住宅費補助も収入に含める。

- (一) 無収入の配偶者を有する場合は二〇%を減額する。逆に配偶者に収入がある場合には配偶者の収入の二〇%を加算する。被疑者が無収入の場合は、配偶者があればその配偶者の収入の二〇%を(一)の収入の基礎とする。
- (二) 被疑者の収入に依存して生活している同居の子については、基本生計費の半額を減額する。配偶者にも収入がある場合には、夫婦のどちらの収入が子の経費に充てられているかを考慮して相当と認められる金額を減額する。
- (三) (一)で得られた金額の一、〇〇〇分の一を基本日額とする。
- (四) (四)の基本日額から間接税及び最低生計費を考慮して一〇クローネを減額する。
- (五) (五)の金額から直接税における累進税率を考慮して減額を行う。減額は、(一)又は(二)による収入の高い方の金額から別表に従って行う。
- (六) 純資産二〇万クローネ未満は加算をせず、二〇万クローネの資産について五クローネ、以後一〇万クローネ増すごとに五クローネを加算する。多額の純債務には相当な考慮を払う。
- (七) 罰金の総額はクローネを単位として定める。二五クローネ以上の罰金については五クローネごとに下方へ丸めを行う。罰金額の最低は五〇クローネである。

◇減額修正

- (一) 刑法二五章二条による減額修正は制限的に適用すべきである。ここでの小犯罪とは犯罪の種類をいうのではなく、具体的な事件の状況にてらして重大でなく秩序違反行為の性格をおびているような法律違反行為を指す。
- (二) 秩序罰の導入による定額罰金の適用の拡大によって減額修正の適用領域は極端に限定されている。秩序違反行為と他の犯罪との体系的な区別が立法の中でなされていないので、新しい特別法の違反行為についてな⁽²¹⁾減額修正の余地が残されている。無免許運転及び交通における無謀行為などのような犯罪については減額修正をすべきではない。
- (三) 一般的に故意犯については減額修正をすべきでない。刑法犯については例外的な場合にのみ減額修正を問題にすることができ⁽²²⁾る。

(四) 減額修正は略式命令に明示して行い、いわゆる暗黙の減額修正を行うことはできない。

◇収入の調査

被疑者本人の申述を尊重する。それが誤まっているか、完全でない場合には照合を行うことができる。

- (1) Simson, Gerhard: *Zivil- und Strafprozessgesetz Schwedens*, Berlin, 1953.
- (2) 訴訟手続上口頭主義、直接主義、集中主義の実現、法定証拠主義から自由心証主義への転換、裁判所組織、検察組織の確立等について。(Ibid., pp. 1-25.)
- (3) *polisdomstol, poliskammare* として文献に出ているが詳細は不明。
- (4) Jareborg, Nils: *The Role of the Prosecutor in Swedish Law* (Do: *Essays in Criminal Law*, 1988).
- (5) 萩原、前掲書一〇頁他参照。
- (6) Högsta domstolen, Hovrätt, Rådhusrätt, Häradrätt。その後二者が後に *Tingsrätt* に統合された。
- (7) 起訴放棄の権限はいつの時与えられた。起訴独占は行われていない。Strahl, op. cit., NtFK 1951, p. 203 cf.
- (8) 訴訟手続法四入章。
- (9) 現在は罰金又は長期六月以下の拘禁に該る犯罪に適用の要件が拡大されている。
- (10) 現在は一〇〇円以下である。
- (11) Strahl, op. cit., NtFK 1951, pp. 203 ff.
- (12) SCB: *Sveriges officiella statistik (trätsväsen)*, 1966, Tab. 13. ストールンによれば、一九四七年に罰金刑に付された者一二二、六〇〇人のうち酩酊罪三万人、道路交通違反が六四、〇〇〇人、無軌道な行状が入、五〇〇人である。(Strahl, op. cit., NtFK 1951 p. 204.)
- (13) Brå: *Nytt straffsystem* (Brå rapport 1977: 7), p. 345.
- (14) Ibid., p. 68 cf.
- (15) 平野龍一「刑法改正の指針」犯罪者処遇法の諸問題、有斐閣、昭和三八年、一頁以下。
- (16) RÅ: *Straffreläggande Del 1 & Del 2*, 1988.
- (17) Danelius, Hans: *Botens storlek*, SvJT 1964, pp. 234 f.
- (18) Dahlin, Elis: *Dagbotens storlek*, SvJT 1968, pp. 651 ff.
- (19) 本館注(四)。
- (20) RÅ: *Rikslagarens anvisningar för beräkning av dagsbotens beloppet vid straffreläggande*, RÅC I: 97 (RÅFS 1982: 2).
- (21) 交通犯罪法三条の罪。

（22） 交通犯罪法一条の罪。

六 一九七〇年代以降の変化

一九七〇年代以降、最近に至るまでの罰金制度の変化は、(一)適用領域の変動、(二)支払いの確保、(三)換刑処分の改革、の三点に認められる。

(一) 罰金刑の適用領域の変化

秩序罰の導入により罰金刑は、手続的に判決罰金、略式命令、秩序罰の三本立てになった。判決罰金は重い犯罪に、略式命令は軽い犯罪に、秩序罰はごく軽微な秩序違反行為に、それぞれ科されるようになった。

一九六〇年代後半の刑事政策の傾向の一つに非犯罪化の動きがある。日本では一九六七年から交通反則通告制度が施行されたように、ある種の犯罪を犯罪のカテゴリーから外すことが行われ始めた。この傾向に合わせて、罰金刑とかわりの深いところで酩酊罪の非犯罪化が実現した。

第五表は、秩序罰の導入後酩酊罪に対しては秩序罰が原則的に適用されていた状況を示している。即ち、酩酊罪で有罪になった者が四万余、同じく酩酊罪等で秩序罰に処された者が四万余で、酩酊罪が秩序罰の対象となっていくことは明らかである。また、一九六四年の統計は、酩酊罪で有罪になった者六三、四九八人中六三、三九五人が罰金になっていることを示している。⁽¹⁾ これから、酩酊罪の大部分は秩序罰になったと考えられるのである。

しかし、北欧諸国における非犯罪化の波は酩酊罪を一九七〇年代に相次いで非犯罪化していくのである。⁽²⁾ この流れの中でスウェーデンは、一九七七年に酩酊罪を非犯罪化している。即ち、刑法一六章一五条を廃止し、新たに酩酊者の拘束に関する法律を制定して、警察官に一定の要件のもとに酩酊者を拘束する権限を与えたのである。⁽³⁾

第5表 酤酌罪に関する統計

年度	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
1960	63370	4735				
1961	70513	4836		80282		
1962	65812	5431		74689	46112	
1963	59935	5152		71608	44097	
1964	63499	4990	111789	75033	45153	
1965	63755	4269	117745	74648	47986	
1966	62368	4094	118676	75724	45424	
1967	64409	3677	125599	74122	42879	
1968	67697	3387	111772	74121	42275	10290
1969	72283	3752	109531	77417	44409	49119
1970	62775	2844	104043	66554	40866	44123
1971	59814	2567	103941	63682	40022	37322
1972	57614	2441	110642			38098
1973			111673			

- (1) 酤酌罪第一審有罪者 (4) 酤酌罪等により判決を受けた者
 (2) 無軌道行為第一審有罪者 (5) 酤酌罪により有罪となった者
 (3) 酤酌行為による被拘束者 (6) 酤酌罪等により秩序罰を受けた者

(Statistiska årsbok för Sverige, 1965-1974 各年度版による。)

第6表 交通関係の犯罪等で処分を受けた者

年度	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)+(4)	(5)	(6)
1960	46814	7223	39591	227988	274802	227988	
1961	45335	7324	38011	212503	257838	212503	
1962	43463	8519	34944	179042	222505	179042	145762
1963	41988	6921	35067	163963	205951	163965	200597
1964	43161	7783	35378	169733	212894	169733	252189
1965	34297	8205	26092	152364	186661	152364	285162
1966	33878	9232	24646	205083	238961	205083	318541
1967	35132	10218	24914	262039	297171	225065	373802
1968	37199	10201	26998	238146	275345	161148	461642
1969	38130	10315	27815	199198	237328	69631	421803
1970	36508	10544	25964	202057	238565	68575	464902
1971	35780	9727	26053	214808	250588	100383	430083
1972	38066	11504	26562	230033	268099	102079	465872

- (1) 交通犯罪法違反[(2)+(3)] (4) 道交法違反
 (2) 酤酌運転等 (5) 交通違反で第一審で処理された者
 (3) その他 (6) 駐車違反で有罪になった者(5)の内数

(1-4, Rättsstatistiska årsbok, 1985 による。)

(5-6, Statistiska årsbok för Sverige, 1965-1974 各年度版による。)

第7表 換刑処分に関する統計

年度	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
1975									3404	73
1976	3201	314	2080	55	620	0	81	51	3306	44
1977	2255	198	1327	42	566	1	67	54	3338	20
1978	2061	239	1242	11	477	1	51	40	2154	17
1979	1754	266	946	6	475	0	33	28		33
1980	1545	299	741	2	440	0	42	21		49

- (1) 換刑処分事件の総数〔(2)-(8)の合計〕 (6) 猶子処分の取消し
 (2) 猶子なしの換刑処分 (7) 罰金刑執行法22条による処分の停止
 (3) 猶子付換刑処分 (8) 罰金刑執行法22条による処分の失効
 (4) 換刑処分の決定後その執行を放棄された者 (9) 換刑処分て訴追された者
 (5) 執行官事務所移送 (10) 換刑処分て実際に施設に収容された者

(DS Ju 1981 : 24, pp. 30f., p. 33. 及び SOU 1980 : 7, p. 55. の表より作成。)

また、第六表は交通違反、特に駐車違反の激増している状況を示している。一九六二年から一九七二年の一〇年間に駐車違反の数は三倍以上に増加していることが判る。こうして、一九七七年に駐車違反も同じく非犯罪化されて、不正駐車反則金に関する法律が制定されたのである。⁽⁴⁾
 この二つの法改正は罰金刑の統計に大きい影響を与えた。第四表にみられるように、罰金刑の数は約一五%前年に比べて減少したのである。⁽⁵⁾

(二) 罰金の支払いの確保

前述したように、一九三九年の罰金制度の改革は罰金の支払いを犠牲にして換刑処分を減少させたものであった。⁽⁶⁾ 実際第七表に示されているように、換刑処分て訴追された者は三千人以上ながらその執行を猶予された者がその半数以上で、その他の理由で収容されなかった者も考慮すると、最終的には、訴追された者の一〇〇分の一しか現実に換刑処分て刑事施設に収容されなかったのである。しかも、一九七九年の施設収容者三三人中二人は収容後に支払いをして恩赦の申請をし、出所したとされている。⁽⁷⁾

一般的にみて罰金の納入率は高く、罰金の九〇%は支払われているとされている。⁽⁸⁾ しかし、さまざまな理由で罰金刑の執行を免れる者に対して罰金刑を効果的にするために制度の改革が意図されたのである。ここでの改革の提案は換刑処分の廃止と罰金刑執行法の制定の二本建てにな

っていたが、実現したのは後者で前者については問題が後に持ち越された。

一九七九年から実施された改革の内容は次の通りである。⁹⁾

- (1) 強制執行の際の罰金（過料）債権の優先順位を税金と同順位に強化した。
- (2) 判決による罰金についても略式命令、秩序罰と同じ支払いの原則を適用し、その確定前の任意支払いを認めた。
- (3) 罰金債権の時効が三年から五年に延長された。

(三) 換刑処分¹⁰⁾の廃止

一九七五年以来の罰金刑をめぐる議論の中で、罰金刑に付されているながら罰金を支払おうとしない者に二種類あることが指摘されている。一はさまざま理由で罰金の支払い能力のない者、二は罰金を支払う能力は十分にありながら、支払いをせず、徴収手続きを意図的に回避する者である。後者は、更に怠慢によって支払いを回避する者と罰金刑にあたる同種犯罪を反覆する者とに分けられる。換刑処分を廃止した場合この二種類の罰金受刑者に対する何らかの手段を別に求めなければならない。

一九七七年の政府提案は、この者に対して罰金刑しか法定刑に含まれていなくても、自由刑の判決を可能にするような規定を刑法の中に加えることを提案した。それによると、罰金刑回避の理由が本人の怠慢によるか、あるいは、罰金刑が本人の再犯防止に役立たないか又は自由刑が公の観点から必要な場合には、罰金刑より重い刑罰の定めのない犯罪を犯した者が、その実行前三年以内に二回以上罰金刑に付されている場合、その者を三月以下の拘禁に付することができるといのである。¹¹⁾

この改正提案は、しかし立法顧問院のレミスで承認が得られず、問題は過料制度委員会の検討に委ねられた。同委員会は、検討の末罰金受刑者を判決の言い渡し、略式命令及び秩序罰の賦課の時点で（確定をまたず）刑法十一章の債務に関連した犯罪にいう債務者とみなすことを提案し、¹²⁾同章各条に定める刑罰を適用することを提案した。しかし、

この提案はレミスの段階ですべてのレミス機関から拒否された。その理由は、罰金債権の金額は小さいが、この手続きは繁雑であることなど、換刑処分への代替処置としては不十分であるということであった。⁽¹³⁾

ここで改めて司法省内部で法案の再検討がなされ、過去の検討作業を整理した上で新たな提案がなされた。

ここでは、換刑処分への裁判の実態が調査され、第七表に示されるような現状が明らかになった。それと同時に一九六八年に換刑処分へ施設に収容された者は、概ねアルコールや薬物の乱用者か身体障害者等通常の労働では収入を得られない者であるとの調査が引用されている。⁽¹⁴⁾

これらから、換刑処分には罰金の支払い強制の効果があるとされ、これを廃止すれば罰金受刑者の支払い傾向に大きい影響の出ることが指摘されている。⁽¹⁵⁾そして、罰金無効群の発生を抑えるための方法に触れ、基本的に換刑処分への語は残し、(一)怠慢により支払いがなされない場合及び二回以上罰金犯罪を反覆し、公の観点から必要がある場合に換刑処分を行うこと、(二)上の二つの要件の存否について慎重な調査を求めること、(三)換刑処分の日数と、日数罰金の日数、定額罰金の金額との換算表を廃止し、一四日以上三月以下の範囲で裁判所が期間を決定すること、(四)換刑処分は例外的に実施し、その最初の必要性は執行官事務所が、次に検察官が判断して訴追すること、(五)旧換刑処分にあった換刑処分の猶予、換刑処分の例外、執行官事務所への移送等の制度は廃止すること等の提案を行った。⁽¹⁶⁾

この提案は、一部の技術的修正を受けて議会の承認を得、一九八四年七月一日より施行された。これが現行法になっている。

本節の最後に、一九七三年の北欧刑法専門家会議が罰金の問題を討議していることと、一九七五年に西ドイツが日数罰金の採用を内容とする刑法改正を行い、その翌年マックス・プランク研究所が罰金について国際的コロキアムを開催していることを述べておく必要がある。前者の会議の様子については残念ながら資料がなく、⁽¹⁷⁾ここで述べることができない。後者の会議にはデンマークからK・ワーベンが出席し(その他の北欧諸国からの参加者はいない)、日数罰

金に対する消極的な意見を述べた。⁽⁸²⁾

- (1) SCB, op. cit., Statistik (Rättsväsen), 1966, p. 8, Tab. 6.
- (2) NU A 1980: 13, Alternativver till frihetsstraf, Op. cit., BRÅ Rapport 1977: 7, pp. 45 ff.
- (3) Lag (1976: 511) om omhändertagande av berusade personer mm. (LOB)
- (4) Lag (1976: 206) om felparkeringsavgift.
- (5) SCB: Rättsstatistiska årsbok, 1985, p. 87, note cf.
- (6) 龍田臣ヤ阿論著*
- (7) Förvandling av böter m. m. (DsJu 1981: 24), p. 33.
- (8) Viteskommittén: Kompensation för förvandlingsstrafet (SOU 1980: 7), pp. 29, 34. Fängelsestrafkommittén: Påföljd för brott 2 (SOU 1986: 14), p. 106. Walerson, Frank: Dömd till böter—och sedan?, Brå apropå Nr 5, 1985, pp. 27 ff.
- (9) Op. cit., DsJu 1981: 24, p. 33, Op. cit., SOU 1980: 7, pp. 33 f., pp. 69 ff. cf. 杉本岡や久松久: Bötesverkställighet (SOU 1975: 55)
- (10) Op. cit., SOU 1980: 7, pp. 40 f.
- (11) Ibid., p. 72, p. 152.
- (12) Ibid., pp. 13 f., p. 41. 過料制度委員会は怠慢グループだけを考慮して、その行為を犯罪化しようとした。
- (13) Op. cit., DsJu 1981: 24, pp. 41 ff.
- (14) Ibid., p. 34.
- (15) Ibid., pp. 35 f.
- (16) Ibid., pp. 43 ff. cf.
- (17) 本稿作成時には参照できなかったが、Bötesstrafet (NU 1975: 5) が発表されたこと。
- (18) Driendl, Johannes: Bericht über das Kolloquium "Probleme der Geldstrafe nach der Reform" anlässlich der Sitzung des Kuratoriums des Max-Planck-Instituts für ausländisches und internationales Strafrecht am 20. Februar 1976 in Freiburg i. Br., ZStrW. 88, 1976, pp. 1137 ff. 杉本久松: Grebing, Gerhardt: Probleme der Tagessatz-Geldstrafe, ZStrW. 88, 1976, pp. 1049 ff. cf.

七 将来の動向

犯罪防止委員会の刑事政策部会の報告書、新刑罰体系⁽¹⁾は、いわゆる処遇思想の批判の上に立って、刑罰を受刑者のニーズによって決定することを否定し、これを端的に苦痛の賦課としてとらえる立場に立つ。自由刑は受刑者の社会復帰には有害な効果を及ぼすのでその適用は制限し、それに代替する処分を検討しようとする。この立場から罰金刑も自由刑に代替する制裁として今後の刑罰体系の中では重要な役割を果たすものと期待されている。その主張は次の七点に要約できよう。⁽²⁾

- (一) 罰金刑を短期自由刑の代替処分として用いる。現在拘禁の七六％は四月以下の刑期であり、ここに罰金刑を充てようとするのである。具体的な罪名でいえば酩酊運転、傷害、財産犯一般である。いわゆる強化監督や監督処分との併科⁽³⁾も考慮する。
- (二) 罰金刑の登録制度を確立する。現在の犯罪者登録は拘禁刑が主体で、罰金刑は何回科せられても前科登録されない。しかし、一方では電算システム等によって正確に前歴が判る場合もある。そのため生じる前歴調査の不公平をなくすために、罰金刑についてもその登録制度を整備する必要がある。
- (三) 日数罰金制度は維持する。この制度はスウェーデンの社会に根づいており、その算出の方法も明確になっている。しかも社会的正義に合致した面をもっている。
- (四) 定額罰金制度は刑事反則金として、罰金刑とは別の財産刑として構成する。スウェーデンにはドイツのような犯罪と違警罪との区別がないが、単なる秩序違反行為は非刑罰化して軽い制裁の形式をとるようにする。現在定額罰金は概ね一〇―一五〇クローネの範囲で分布しているので、これらの犯罪については罰金刑より軽い財産刑を考慮する。
- (五) いわゆる標準化罰金は、これを全廃することを求める。
- (六) 特別法犯、特に交通違反は数が非常に多く、その刑罰も日数罰金であれば三〇日以下、定額罰金であれば五〇クローネ以下のものが圧倒的なので、これらに対する処分は非刑罰化し、行政的な反則金の導入を検討する。ただ、そのためには、行為類型の客観的記述、すべての行為への処分の公平な賦課、適用範囲の明確化、不服申立制度の確保等が必要である。

(4) 法人を処罰するための企業罰金制度を導入する。
というものである。

更に、一九八六年の「拘禁及び施設内矯正保護委員会」の答申は、上記の犯罪防止委員会と基本的に同じ立場に立って、犯罪と刑罰の均衡を保つことを重点において、実務的に次のような罰金刑の改革を提案している。⁽⁵⁾

(一) 罰金刑の適用領域を拡大する。犯罪を、重大、通常、軽微の三段階に分ければ、現在刑法犯で罰金刑を用いられているのは軽微な犯罪であって、重大な犯罪と通常の犯罪には用いられていない。しかし、特別法犯では通常の犯罪の場合でも罰金刑が用いられている。ここでの改正提案は、財産犯について通常の窃盗、詐欺、横領等についても罰金刑を適用できるようにする。実際上は条件付判決を罰金刑で置き換えることになる。現実には条件付判決の七〇％は罰金を併科されている。

(二) 定額罰金と日数罰金の間の不均衡をなくす。具体的な例として三〇キロ以上の速度違反と三〇キロ未満の速度違反では前者が日数罰金、後者が定額罰金になるが、定額罰金の額が六〇〇クローネと固定されているのに対し、日数罰金は日額の算定から六〇〇クローネにならない場合がある。

(三) 定額罰金、特に秩序罰の適用範囲を拡大する。訴訟手続法四八章の現在の規定で、一定の条件のもとに検事総長の決定する犯罪についてのみ適用するというのを改正して、必要な場合にはすべての犯罪に定額罰金を適用できるようにする。

(四) 標準化罰金は存置する。これを廃止すると、特別な場合の罰金は定額罰金の金額の増額で対応しなければならなくなり、定額罰金の位置付けが不明確になる。

具体的な改正提案としては、日数罰金の日額の範囲を二〇―一、〇〇〇クローネとし、日数の範囲を二五―二〇〇日(併合された刑罰の場合は三〇〇日)とする。日数罰金に基礎日額五〇〇クローネを設定し、その上に日数罰金を加算する。また、日数罰金の最低日数二五と、最低日額二〇クローネとをあわせて日数罰金の最低額が一、〇〇〇クローネになるようにする。これにより定額罰金の最高額一、〇〇〇クローネとの間の調和を図る。

改正提案は、同委員会の作成した改正刑法草案の二八章に収められているので以下に訳出する。⁽⁷⁾

第二十八章 罰金について

第一条 定額罰金もしくは標準化罰金が定められていない場合又は第三条第二項に定める場合の他、罰金は日数罰金として言い渡される。

第二条 日数罰金は二五日以上二〇〇日以下、又は罰金刑が数個の犯罪に対する併合された刑罰として言い渡される場合には三〇〇日以下の日数の範囲内で言い渡される。

個々の日数罰金の額は、二〇クローネ以上一、〇〇〇クローネ以下の範囲で、被告人の収入、財産、扶養義務及びその他の経済条件にてらして理由があると判断される場所に從つて決定される。

前項の他日数罰金の言い渡しにあつては常に五〇〇クローネの基礎額が言い渡されなければならない。

第三条 日数罰金は、罰金刑の定めのある一個又は数個の犯罪に対して判決することができる。数個の犯罪の中のどれかに日数罰金の定めがあれば、その他の犯罪に対して定額罰金をこえる刑罰の定めのない場合でも、その数個の犯罪に対する併合された刑罰として日数罰金を言い渡すことができる。

一個又は数個の犯罪について二五日以下の日数罰金を科すべき場合には、一、〇〇〇クローネ以下の定額罰金を言い渡さなければならない。

第四条 定額罰金は一、〇〇〇クローネ以下の金額で定められる罰金刑である。

数個の犯罪のすべてについて定額罰金の定めがある場合には、右の犯罪のすべてに対する併合された刑罰として最高二、〇〇〇クローネの定額罰金を言い渡すことができる。

第五条 標準化罰金は特別な計算根拠に從つて定められる罰金刑である。

第六条 標準化罰金又は拘禁に換換することのできない罰金刑の定められている犯罪については、併合された刑罰として罰金を言い渡すことはできない。

第七条 他に定めのない限り、罰金の最低額は一〇〇クローネである。

併合された刑罰として罰金を言い渡すべき場合であつて、右の犯罪のどれかに罰金の下限が定められている場合には、右の下限を下まわる罰金刑を言い渡すことはできない。

第八条 数個の犯罪の個数、重さ及び相互関係にてらして正当な理由の存する場合には、右の数個の犯罪について罰金刑のみが

定められている場合であっても、本法に従い数個の犯罪に対する併合された刑罰として罰金刑以外の制裁を適用することができる。右の場合、一月以上三月以下の拘禁を言い渡すことができる。

第九条 他に定めのない限り、罰金は国庫に帰属する。

数個の犯罪に対する併合された刑罰として罰金刑が言い渡される場合であって、右の数個の犯罪のどれかについて罰金が全部もしくは一部が国庫以外のものに帰属する場合、又は右の罰金が特別な用途に充てられる場合には、状況に応じて罰金の分配について命令しなければならない。

第一〇条 罰金の納付及び徴収については、罰金刑の執行に関する法律（一九七九年法律第一八九号）に定める。

他に定めのない限り、罰金が支払われなかった場合、罰金刑の執行に関する法律の定めるところにより、罰金刑を一四日以上三月以下の拘禁に換刑することができる。

第一一条 裁判所又はその他の官署の決定により特別な場合に科せられる過料については、第九条第一項及び第一〇条を準用するものとする。その他の過料については罰金刑については本章に定めるところを適用する。

- (1) Op. cit., BRÅ Rapport 1977: 7. スウェーデン犯罪防止委員会、「新しい刑罰制度」(杉原鎮雄訳)、スウェーデン更生保護関係法令集、青少年福祉センター、昭和五年は、本報告書の英文要約の翻訳である。なお、坂田仁、「スウェーデンの現行制裁体系の成立とその評価—新刑罰体系〔理念と提案〕抄訳—」、法学研究五二巻一二号。
- (2) Op. cit., BRÅ Rapport 1977: 7, pp. 327 ff.
- (3) Ibid., pp. 304 ff. esp. p. 307, p. 334. 坂田仁「犯罪者処遇の思想」慶應通信、昭和五九年、一五四頁参照。
- (4) Förelagsbot. 刑法三六章に収められた Axberger, Hans-G.: Eko-brott, Eko-lagar och Eko-domsolar. BRÅ Forskning 1988: 3, pp. 91 ff. cf.
- (5) Påföjd för brott 1-3, SOU 1986: 13-15. 抄訳、坂田仁(訳)、「現行制裁体系を改正すべき理由—犯罪に対する制裁」(SOU一九八六年一四号)第六章、法学研究六二巻三号。
- (6) Op. cit., SOU 1986: 14, pp. 102 ff., 168 f.
- (7) SOU 1986: 13, pp. 69 f.

結 語

以上スウェーデンの罰金制度の沿革を述べて来たが、ここで我が国の罰金制度との比較を多少して、本稿の結びとしたい。

始めに非体系的ではあるが、両国の相違点をあげてみる。

- (一) 我が国の財産刑は罰金と科料とであり、罰金は拘留（三〇日未満）より重い刑罰であるが、スウェーデンの財産刑は罰金だけである。そして、罰金は自由刑よりも軽い刑罰とされている。つまり、スウェーデンの罰金の性質は日本の科料に近いのである。
- (二) スウェーデンには、日数罰金、定額罰金、標準化罰金という三種の類型があるが、日本にはない。スウェーデンの刑法の各則の規定には罰金の金額は通常示されていない。金額の示されている定額罰金は、その内容からみて我が国の反則金に近い性質のもののように思える。
- (三) スウェーデンでは、判決主文に労役場留置をうたうということではなく、換刑処分は、罰金の不払いが確認されてから新たな手続として行なわれる。労役場留置の性質と換刑処分の性質とは同一のもので即断することは危険である。換刑処分のルーツはスウェーデンの旧刑法のパンと水だけの拘禁であり、日本の労役場留置のルーツとは違うように思えるからである。
- (四) 最近スウェーデンでは、環境犯罪等に対する刑罰として、法人処罰の可能性を導入し、いわゆる企業罰金を法制化した。これは、日本の付加刑としての没収とは違うもので、日本にはないものである。
- (五) スウェーデンの検察官、警察官はそれぞれ略式命令、秩序罰を賦課する権限を有しているのに対して、日本では罰金を賦課する権限は裁判所にしか認められていない。
- (六) スウェーデンの検察官は、捜査と公判維持の権限をもつが、日本のような裁判の執行に関する権限を与えられていない。罰金刑の執行権限は執行官事務所であり、それは大蔵省の所屬機関である。ここから、税金の年末調整と罰金の相殺が可能になる。そして、自由刑の執行権限は矯正保護庁にある。

(七) 裁判所の審理には参審員が原則的に列席する。その権限は、法律職の専門裁判官とまったく同一であり、事実問題、法律問題の双方に裁判官と同等の決定権をもつ。

(八) スウェーデンの行政庁は関係人に対して自ら過料を言い渡す権限をもっている。これは、罰金と同様に扱われている。スウェーデンの行政の一つの特色をここにみる事ができる。日本では過料の言い渡しは裁判所の権限である。

(九) スウェーデンの刑事訴訟では被害者は検察官とともに訴訟当事者として訴訟に関与する権利を与えられている。そして、不法行為による損害賠償を刑事訴訟の中で請求することができる。この状態での罰金の判決は、損害賠償の判決と同時になされ、罰金と損害賠償とが相関的な関係に立つことを意味すると考えてよいであろう。罰金刑を損害賠償の思想から切り離すことを主張したチュレーンの考えかたが現実味をもつて理解される。これは、日本とは大きく異なることである。

こうしてみてくると、罰金という比較的単純な形式の刑罰の理解にすら両国の司法制度のあり方の相違がかかわって、その理解が非常に困難なことが判る。ただ、ことを日数罰金に限ってみれば、筆者はそれを導入することは充分考慮に値することだと考える。

今日本で問題になっていることの一つは、罰金刑の量刑が硬直化しているということである。即ち、罰金の額が法定刑の上限に集中しているということである。従って、上限を更に高くするということが考えられている。この案は、明治以来の物価の上昇率と比べて罰金の金額の上昇率が小さいという事実を支えられている。しかし、所得の上昇、国民の物質的生活条件の向上にもかかわらず、極めて低い生活水準に甘んじている人も多い。この事実にも私達は注意を払う必要がある。

必要なのは、罰金の上限を上げることではなくて、罰金の量刑に大きい幅をもたせることである。即ち、刑事責任の大小とは別に、経済力の個人的格差をも罰金額の決定に反映させることにより、刑罰の個別化、社会化の観点を罰金刑にも導入することである。

スウェーデンで日数罰金が提案されたのは、一九二〇年代のことであった。しかし、それが実際に法律になって施

行されたのは一九三二年であった。その間に一回議会は政府の提案を拒否している。その理由の一つは、罰金の上限が五〇〇クローネから一挙に三六、〇〇〇クローネに引き上げられることにあったと考えられる。これは、甚だしい不均衡を生み出すのである。

しかし、その後の日数罰金刑の運用は、むしろ罰金額の減少として現れ、全体として安定した運用がなされたのである。その理由の中には日本では考えられない、裁判における参審員の参加ということもあるが、罰金の効果の多少貧富の差をなくすという、この制度の有する刑事政策上の意義が国民にいきわたったことによるところが大きいと思う。

勿論、日数罰金の適用範囲、経済状態の査定、日額の算定方法、労役場留置など検討を要する問題は多いと思うが、スウェーデンの例で示される量刑の幅の極度の拡大を利点と考えて、日数罰金制度の日本への導入を是非考慮してもらいたいと思う。

日本にしてもスウェーデンにしても、ともに犯罪者に対する刑罰としての罰金刑の比率が九〇%に達している国である。しかも、その支払い状況は非常によいといわれている。どちらの国の国民も遵法精神に富んだ国民性をもっているのだということを最後に強調しておきたい。

(平成元年九月稿)

【追記】 本稿では引用していないが、スウェーデンの日数罰金の紹介には次の資料がある。

Thornstedt, Hans: Skandinavische Erfahrungen mit dem Tagesbußensystem, ZStw 86, 1974, pp. 595 ff.

Do: The day-fine system in Sweden, Information Bulletin of the National Swedish Council for Crime Prevention(BRÅ)

No. 3, November 1986.

【平成二年三月】

訂正 本誌第六三卷第四号五七頁掲載の「第6表 交通関係の犯罪
等で処分を受けた者」の説明部分の一部を次のように訂正する。

註 (6) 駐車違反で有罪になった者 (5)の内数)

正 (6) 駐車違反で有罪になった者